

日本女子大学史資料集 第五—五
(五)

日本女子大学校規則

〔大正九年—大正一二年〕

日本女子大学史資料集 第五—五
(五)

日本女子大学校規則

〔大正九年—大正一二年〕

「日本女子大学校」規則の復刻について

学園創設以来の資料として「日本女子大学校規則」がある。創立前年にあたる明治三三（一九〇〇）年に作成した規則と、創立から大正八（一九一九）年度まで各年度で用いられていた規則については、すでに「日本女子大学史資料集第五」および「日本女子大学史資料集第五―(二)」 「日本女子大学史資料集第五―(三)」 「日本女子大学史資料集第五―(四)」で復刻した。本誌では、これに続く大正九年より大正一二年に印刷されている規則を復刻する。いずれの規則も次年度の入学志願者に向けて印刷された募集要項にあたるものである。資料の出処はすべて「日本女子大学校四十年史編纂資料 出所 幹事室」である。

解説

本誌に掲載した規則が適用された一九二〇年代前半は、成熟した資本主義経済の矛盾が露呈し、社会運動が広がった時代であった。国際協調とデモクラシーが世界の潮流となるなかで、日本でもデモクラシーの思想は人々に大きな影響を与えた。大戦景気による物価の高騰によって貧富の格差の拡大が明らかになり、労働運動や農民運動、普選運動などが全国に広がった。男女、老若を問わず、社会的弱者の存在が浮き彫りとなり、世の中の社会事業への関心と必要は高まり、社会事業に専心する人々もあらわれるようになった。

女性を取り巻く状況もこの時期に大きく変化した。女性の働く場が多様となり、職業婦人が増大した。ジャーナリズムでも女性に関わる社会問題をしばしば取り上げた。婦人雑誌の創刊が続き、婦人参政権獲得運動がはじまったのもこの時期である。大正一一（一九二二）年の治安警察法の改正により女性の政治集会への参加

が認められた。女子の中等教育についても、学校数、生徒数ともに増大し、さらに上級学校への進学希望者も増えた。そのため、従来から高等女学校に附設されていた専攻科に加え、修業年限が二年ないしは三年の高等科の設置が大正九（一九二〇）年の高等女学校令の改正で認められた。本校への入学志願者（全学部合計）も表のように増加し、家事科中等教員無試験検定の特典を受けられる師範家政学部への入学志願者が、募集定員の五倍を超えた年もあった。

年度	大正九年度	大正一〇年度	大正一一年度	大正一二年度	大正一三年度	大正一四年度
志願者数	九六四人	九二一人	九二一人	一〇一七人	一二〇五人	一二一八人
入学者数	三八九人	四〇〇人	四六三人	四四八人	五二六人	五三七人

成瀬記念館所蔵「日本女子大学校生徒調」（調査報告綴込）より作成

こうしたなかで、第二代校長麻生正蔵は社会の貧困や混乱を改善すべく、学術的基礎に基づいて組織的かつ実務的に対応のできる専門家の必要を察知し、「時期は今や正に熟し来った」と大正九（一九二〇）年九月、社会事業学部を創設した（『家庭週報』第六二五号参照）。児童保全科と女工保全科の二科からなり、前者は乳幼児死亡率の高い社会状況を改善し児童の心身の健全な発達を図る必要、後者は劣悪化する女子労働現場の問題の改善が背景にあった。「社会事業を女性で呼ぶ 米国に倣うて研究に努力する女子大学」と新聞記事（『朝日

新聞』大正一〇年九月二七日)で紹介されたこの学部は、創立者成瀬仁蔵の社会改良思想を具体化したものであった。成瀬はアメリカ留学中、「吾天職ハ婦人ヲ高メ徳ニ進ませ力と知識練達を予ヘアイデアルホームヲ造らせ人情を敦シ、国ヲ富シ、家を富シ、人を幸にし、病より貧より救ヒ、永遠の生命を得させ、罪を亡ボシ、理想的社会ヲ造ルニあり」と日記に記し(一八九一年八月一〇日)、「女子も社会の一員である以上は、社会の性質なり趨勢なり現状なり又如何に之れを改善すべきや等の問題は常に観察研究して居らねばならぬ」など、女性が社会改善に貢献することを期待していた(「婦人文庫」教育の巻一九〇九年)。存命中の大正七(一九一八年)からは、生江孝之など著名な教師を招いて社会事業に関する講座も開設し、下地を整えていた(「日本女子大学史資料集第五(四)」参照)。大正一一年度の「入学志願者心得」には、学部の目的が「社会事業の組織経営指導の任に當る者を養成する」と記され、志願者は「社会事業に一身を捧げ直接に社会改善の事業に従事せん」と望むか、「直接社会事業に従事するも特志無給にて幾分の時間と労力を寄與」する、もしくは「社会の窮状を知り社会改善問題に觸れ国民生活改善の事業に對して理解と同情とを有し間接に助力を與へん」とするか、いずれかの意思をもって入学することを望んでいる(資料番号二)。社会事業学部に対して、内務省より、奨励金二〇〇〇円が交付された。

大正一三年度入学志願者用の規則では、新しく英語科中等教員無試験検定資格が特典に付け加えられた(資料番号四、一〇頁)。これに先立つ大正一〇(一九二一)年六月に文部大臣へ英文学部卒業生に対する無試験検定の認可を申請していた。ここに添えた副申書には「英文学部卒業生中従来中等諸学校ニ奉職セルモノ少ナカラズ皆相当ノ成績ヲ擧ケタルコトヲ認メラレ候得共教員資格ヲ有セザル為メ近来頗ル就職ノ便利ヲ欠キ当該学校ニ於テ採用規定上遺憾トセルハ往々耳ニスル所ニ之有候」と記されている。申請の結果、一二年三月、「大正

一二年三月以降ノ卒業者ニシテ選択科目中教育学及教授法ヲ修メタル者ニ限ル」の但し書きがついて認可されたため、翌一三年度の入学志願者向けの規則から記されるようになった。ちなみに、大正一三年度の英文学部への入学志願者は前年の一・六倍に増加している。

麻生校長は、大正一一（一九二二）年一二月に印刷した一二年度入学志願者向け規則の冒頭に大きく手を加えた。創立者成瀬の遺した本校の「教育の原理」である「信念徹底」「共同奉仕」「自発創生」の指針、この三つの関係性などをより詳細に記した。ここに「私心私情を去り純真の愛を盡して隣人の福祉を増進するに力め」「小は家族朋友より大は国家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達する」と加えたことは、本校の教育と国家社会との関係の確認であり（四頁、○教育の原理）、それを形としたものが「社会事業学部」であった。さらに、新たな項目として「訓育の方針」を加えた（七頁）。これは本校の「教育の方法」である「自治自修」を補完する内容で、「放任するのみにて實績を挙げ得べきものにあらず必ずや適切有効の指導を與へざるべからず」、「本校が純真の愛を以て学生を訓育指導するに際し極めて厳肅なる自己反省を促し特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の団体生活を営ましむる」と記している。本校の掲げている「自治自修」が、世で持てはやされているデモクラシーの意味とは一線を画していることを強調したといえる。しかしながら、「学生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視する」の一文も加えていて、本校の目指すものが公立高等女学校等で用いられている「訓育」の方向とは異なることを明確にしている。

未だ大学昇格への途は閉ざされていたが、二代麻生校長は、創立者の遺志を受けつきながら、昇格を射程にいれて学制を整えていた。

以下、年度ごとに、体裁及び特筆すべき変更・改正点を抽出紹介した。

*都立公文書館所蔵資料 305・B1・9

一 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」〔大正一〇年度用〕

・大きさは22×15cm。「入学志願者心得」二頁、「規則」五九頁、「入学志望者学習科目選択の心得」二七頁が合冊。天地、左右をカットした。

・表紙には「大正九年十二月印刷」と印刷。

・別紙「入学志願者心得補遺」と題する手書きのガリ版刷りの印刷物が挟まれている。大きさは24×17cm。復刻にあたり、天地、左右をカットした。同紙には、従来、規則書には記載されてこなかった募集学部及び募集人員、「入学許否発表」の時期が記されている。大正一〇年度は、家政学部が一〇〇名、国文学部と英文学部、師範家政学部がそれぞれ六〇名を募集し、三月中旬に結果発表の予定となっていた。また、入学志願できる年齢の上限が「本校規則書二八別二明記セザルモ凡テ二十五歳迄トス其以上ノ年長者ニ就イテハ特ニ希望ノ事情等ヲ聞キタル上ニテ許否ヲ決ス」と明文化された。「大正十年入学願書受付期限」は「自一月八日至二月廿八日」となっている。

・寮費のうち「食料及雑費」が「拾參圓五拾銭」から「拾五圓」に改められた(五一頁、第六十七條)。

二 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」〔大正一一年度用〕

・大きさは22×15cm。「入学志願者心得」二頁、「規則」六二頁、「入学志望者学習科目選択の心得」一三頁が合冊。天地、左右をカットした。

・表紙には「大正十年十一月印刷」と印刷。

・別紙「大正十一年度生徒募集に就て入学志願者心得補遺」の印刷物が挟まれている。大きさは22×26cm。大正一〇年九月に社会事業学部が新設されたことに伴い、同学部の募集定員は六〇名とされ、一方、英文学部のみ一〇名減じられて五〇名になった。同紙には、附属高等女学校の募集人員も明記された。「附属小学校より進学するものを除き一般より募集するもの」は「第一学年 凡五十名」で、「第二学年以上は欠員の見込みなきにより募集せず」と記されている。

・「入学志願者心得」中、入学志願者は「入学願書添付する卒業若くは在学せる学校の各学科評点席次」を「各学年成績表、最近の體格検査表及び人物考査品行に関する証明書」に併記するように指示された。本校では「三年学習」課程への入学志願者と英文学部志願者に対してのみ試験を課し、他は書類により入学の許可者を選考していた（「入学志願者心得」四）。入学志願者が増大する状況のなかで、正確な選考を迅速かつ合理的におこなうに必要があったからと思われる。学費に関する事項については、在寮学生への「授業料校費寮費食料の外」に必要とする毎月の費用が「平均七八圓」から「平均拾四五圓」に改められた。附属高等女学校生徒は「平均五六圓」から「平均拾圓」となった（「入学志願者心得」一六・一七）。

・社会事業学部は規則上、家政学部、師範家政学部に次ぐ実学科の三番目の学部と位置付けられた（一九頁、第八條）。同学部に所属する科目や科目学習時間などを記した頁が追加された（二三頁・四〇〜四三

頁)。

三 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」(大正二二年度用)

・大きさは22×15cm。「入学志願者心得」二頁、「規則」(日本女子大学校要覧から始まる)六四頁、「入学志願者学習科目選択の心得」、一二頁が合冊。天地、左右をカットした。

・表紙には「大正十一年十二月印刷」と印刷。

・「家政学部、国文学部、英文学部三年学習及び師範家政学部第二部」の募集が停止された(「入学志願者心得」一頁)。

・「日本女子大学校要覧」中、「一、本校の沿革」「二、本校教育の主義方法」部分に大幅な加筆がなされた。主な加筆点は、現校長麻生正蔵が明治二七年以来、前校長成瀬仁蔵の女子高等教育機関創立の計画に従事していたこと(一頁冒頭)、従来から掲げてきた「国民としての教育」の目指すべき方向に「国民としての責務を盡さしむる」「国民としての資格技倆を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふ」することが加えられた(二、三頁、○教育の方針)。

・授業料が一円値上げされた(五五頁、第五九條)。高等女学校授業料も値上げされた(六二頁、第一八條)。

・「入学志願者学習科目選擇の心得」の冒頭に「主専攻科目」「必修科目」「副専攻科目」「自由選擇科目」の関係が加筆された。

四 「日本女子大学校規則」(大正二三年度用)

- ・大きさは22×15 cm。この年より大学部のみ規則集となる。全六〇頁、うち五一頁から六〇頁が「入学生望者学習科目選択の心得」となっている。天地、左右をカットした。
- ・表紙には「大正二二年十二月印刷」と印刷。
- ・一〇頁、「高等女学校及び女子師範学校の教員として無試験検定を受くる特典」が英文学部卒業者に対しても付与されることになった。
- ・一一頁、役職の一つに副幹事が新しく置かれた。

大正九年十二月印刷

日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則

◎入學志願者心得補遺

一入學志願書ニ氏名ノ右側ニ必ラズ片假名ヲ附スルコト

一大正十年入學志願書受付期限ヲ左ノ通リ定ム

自一月八日 但 盛陽地ト云ヒ必ラズ受付期限迄到着得ル様迄也云々ト
至二月廿日

一入學料(五圓)入學許可ノ通知ヲ受ケタル後在學證書ヲ係入ヲ納入スルコト

一受験入學者ハ凡ラ受験許可ノ通知ヲ受ケタル後現定金額(參圖)ヲ納ムルコト

事務集人員左ノ如シ

- 一 家政学部 百 一 國文學部 六十名
- 一 英文學部 五十名 一 師範家庭學部 六十名

入學志願者ノ年數ニツイテ

一 本校規則書ニ別ニ明記セザルニ凡ラ二十五歳迄トス其以上ノ年長者ニ就イテハ

特ニ希望ノ事情等ヲ圖キタル上ニテ許否ヲ決ス

一 入學許否發表期日ハ 三月中旬ニ於テス

一 規則第六十七條ニ掲載ノ食料及雜費ハ金庫圖ニ載ル額額ニテ拾五圓トス

一 規則第六十八條ノ特修生ニ對シテ當方事務集セズ

○入學志願者心得

○本校

一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歷書に左の書類を添へて差出すべし（規則書第三十條參照）入學願書には氏名の右側に片假名を附すること

す、證明書

二、卒業若くは卒業見込の證明書

三、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ

一、卒業若くは卒業見込の證明書

二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ

三、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ

（規則書第四十八條參照）

四、家政學部、國文學部、英文學部三年學習及び師範家政學部第二部に入學を許可する者は當分五ヶ年

程度高等女學校及び師範學校卒業生にして本校の査定標準に合格せる者に對し左の科目に就て試験を行ふ（規則書第三十條參照）

國語 講讀、文數學 算術幾何若

右試験の程度は修業年限五ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外左の程度に依り英語試験を課す

譯解（ナシヨナルリ）
五、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學する

六、入學願書の受付は毎年一月八日より開始し三月十日を以て期限とす但年度の都合によりて伸縮することあるべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

八、入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滞なく其旨届出づべし

九、入學願書差出の際履歴書に記載したる現住所を變更したる者は速に届出づべし

一〇、入學許可の通知書に指定したる期限内に入學手續を完了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す

一一、入學許可後第一學期中病氣其他の事故に依り缺席しれる者は除籍すべし

○附屬高等女學校

一二、高等女學校第一學年に入學志願の者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし(附屬高等女學校規則第十二條參照)

一、卒業若くは在學せる小學校の各學科評點を記したる各學年學業成績表、最近の體格検査表及び品行に關する證明書

一、卒業若くは卒業見込の證明書

一三、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するもの、外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

一四、前記第六より第十一に至る各項は之れを高等女學校志願者に適用す

○通學入寮に關する事項

一五、規則書第六十八條に規定せる如く本校學生は自宅以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるか故に入學志願者は豫め諒知せらるべし特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとす

○學費に關する事項

一六、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均七八圓を要すべく故に毎月約參拾圓を要すべし

一七、附屬高等女學校生徒にして在寮する者にあつては同じく規定の學費の外平均五六圓を要すべく故に毎月約貳拾六圓を要すべし

日本女子大學校

○本校の沿革略 本校は創立者たる前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來其計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校連年を逐ふて隆盛に赴き其基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり今大正八年度の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經常費六倍弱土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して千六百有餘名大學部卒業生亦千七百有餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず屢々皇室の優渥なる恩惠に浴せり即ち開校の年明治三十四年九月には 昭憲皇太后特別の思召を以て御下賜金あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下並に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を辱くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には皇后陛下の思召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を辱くせり是れ當に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子高等教育に取りて無上の御獎勵といふべく青年女子たるもの大に感奮努力して報効の誠を致さざるべからず特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

○本校の組織 現今開設せる科及び部は左の如し

文 科 國文學部 修業年限 四ヶ年

文科	英文學部	修業年限	四ヶ年
實學科	家政學部	同	同
同	師範家政學部第一部	同	同
同	同	第二部	同
同	同	同	三ヶ年

附屬高等女學校 修業年限 五ヶ年

附屬豊明小學校 同 尋常科六ヶ年

附屬豊明幼稚園 満四歳ヨリ六歳マデ

○特典 師範家政學部第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり
但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

- 一 師範家政學部第一部 家事
- 一同 第二部 家事

○資格

- 一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者
- 一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者
- 一 専門學校試験檢定合格證書を有する者

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り設令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以

なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得るものにあらず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頽に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本分を實現せしむるを以て教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるか爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同

一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を施すと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮するの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる資質と長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其資質長所を發揚し尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占むるか日本國民は世界人文の發展東洋民族の進歩に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは個人の短所の矯正を含まざるにあらざるも主として各個學生の長所を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は常に社會の改善進歩の實力たるのみならず又個人の天賦を實現し其満足幸福の完ふせらるゝ所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり共同奉仕は信念徹底

によりて養ひ得たる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力激測として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしめ又徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授の方面に於ては自動主義の下に講義實驗實習を課すると共に訓育修養の方面に於ては自治機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある學校生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに努力せしむ而して各學年の修養上の集注點と係の種類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學年及び各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績報告會を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實効を擧ぐるに努力せしむ尙係の會の外に毎週一回有志學生の理想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回に開催し信念徹底に力む總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有効ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下寮舎二十一にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活す大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に

一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動主義の下に衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしめんとす

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感ずるのみならず我日本婦人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なること、將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より體操遊戲競技等の體育のみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養はしむるに力むる所以なり

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て

目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二金義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す
但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議

員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評 議 員

(イロハ順)

敬務委員

大 限 重 信

大 倉 孫 兵 衛

岡 部 長 職

樺 山 資 紀

塘 茂 太 郎

村 山 龍 平

村 井 吉 兵 衛

久 原 房 之 助

久 保 田 讓

男 爵 松 本 亦 太 郎

理 事

麻 生 正 藏

敬務委員

文學博士

教務委員

法學博士

侯爵

西園寺公望

監事

男爵

阪谷芳郎

財務委員

男爵

北島治房

財務委員

男爵

三井八郎右衛門

○教職員

職

員

校長
幹事

男爵

住友吉左衛門

教授

教授

家
支那文學史
事(家政學部長)

文學博士

廣瀨實榮

同

裁縫手藝

文學博士

廣海二三郎

同

國文學

文學士

森村開作

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

西 洋 史
禮 法 學
英 文 學
西 洋 歷 史
哲 學
生 物 學
心 理 學
保 健 學
英 語 英 文 學
倫 理 學
兒 童 學
物 理 學
家 庭 物 理 學
料 理 學
美 學
宗 教 學
國 文 學
實 踐 學
園 藝 學
化 學

文 學 博 士
マ ス タ ー オ フ ア ー ツ
法 學 博 士
文 學 博 士
理 學 博 士
文 學 博 士
醫 學 博 士
文 學 博 士
醫 學 博 士
文 學 博 士
文 學 博 士
文 學 博 士
農 學 士
藥 學 士

村 川 堅 固
村 田 志 賀
浦 口 文 治
浮 田 和 民
桑 木 殿 翼
山 内 繁 雄
松 本 亦 太 郎
二 木 謙 三
イ ー ジ ー フ ァ イ リ ッ プ ス
深 作 安 文
富 士 川 游
後 藤 牧 太
近 藤 耕 藏
手 塚 か ね
阿 部 次 郎
姉 崎 正 治
安 藤 正 次
麻 生 正 藏
佐 々 木 祐 太 郎
櫻 井 小 平 太

同 同 同 同 同 同 同 同 囑 同 同 同 同 同 同 同 同 同 助 同
 托 師 手

オ ヴ 琴 茶 生 確 ビ 料 琴 園 化 體 料 家 家 物 化 裁 博 化
 ル ア
 ガ イ
 ン オ
 リン
 道 花 刀 ノ 理 藝 學 操 法 事 事 理 學 縫 物 學

青 安 出 近 兒 矢 久 渡 今 瀬 篠 阿 藤 野 上 若 小 岡 早 鈴
 木 達 井 藤 島 澤 野 邊 井 野 塚 部 田 呂 坂 原 笠 崎 川 木
 志 清 よ 文 い 鎌 慶 き よ 齋 リ さ ひ で
 一 五
 能 孝 琴 し 茂 さ 久 吉 松 信 し 貞 貞 子 ウ 富 孝 文 わ る

囑托教師 琴 琴

寮監及指導者

指導者

寮監兼指導者

同 上

指導者

寮 監 者

同 上

同 上

寮監兼指導者(寮舎事務係)

指導者

同 上

同 上

寮監兼指導者

寮監兼指導者

寮監兼指導者

寮監兼指導者

寮監 監

(イロハ順)

渥美 繁

佐野

井上

出野

今城

仁科

帆足

星野

都丸

大岡

大山

小橋

若原

輕部

加藤

淀野

横田

吉田

米澤

野 誠

秀

柳

璞

節

環

す

淑

枝

廣

ん

富

伴

正

い

春

い

文

庶務	敬務寮務	會計	指導者	寮監兼指導者	寮監兼指導者	指導者	寮監兼指導者	同 上 (指導事務係)	寮監兼指導者	同 上	同 上	同 上	指導者	寮監
		事務員												

中村錄太郎	藤原千代	池上順一	鈴木ひでる	須田きよ	瀬代たの	上代たの	西洞民野	佐賀ふか	手塚か	福永	藤田	藤原千代	黒田こ	野呂り	上坂	中村榮	月田	高桑花
-------	------	------	-------	------	------	------	------	------	-----	----	----	------	-----	-----	----	-----	----	-----

務

計 書

科 外 講 師

校

醫

文學博士

男 爵

藥學博士

文學博士

醫學博士

文學博士

文學博士

醫學博士

ドクトル

一八

前	小	高	三	上	村	中	中	坪	田	神	戸	井	堀	岡	菊	小	松	江
田	此	田	上	田	井	川	濱	内	原	田	川	上		田	池	池	原	口
田	木	田	上	田	井	川	濱	内	原	田	川	上		田	池	池	原	口
田	信	耕	參	萬	知	謙	東	雄	良	乃	安	哲	い	い	定	ゆ	よ	鶴
田	六	安	次	年	至	二	一	藏	純	武	宅	次	そ	ち	恵	き	し	治
田	郎	安	次	年	至	郎	郎	藏	純	武	宅	郎	そ	ち	恵	き	の	郎

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豊川町に置く

第四條 本校に本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科 目 修 業 年 限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科（醫科）の三科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ（但し醫科は當分之を缺く）

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部に副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、體育部、農藝部、商業部の五部とす

但し當分家政學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

(哲學部第二、三學年に配當せる倫理學概論を以て之に充つ)

心理學 第一學年

(哲學部第一年に配當せる心理學概論を以て之に充つ)

國語 第一學年

(國文學部第一年に配當せる作文文法修辭及び現代國文學を以て之に充つ)

英語 第一學年第二學年

(英文學部第一、二年に配當せる第二英語讀解を以て之に充つ)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選擇するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らす多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

第一 文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、心理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學評論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌

六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒童問題研究

八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二 理科

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微菌學、地質礦物學、天文氣象學、自然研究

第三 實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設備、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及ビ禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格檢查法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

四 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鷄養蜂類、田園經濟學、田園社會學、田園生活ト婦人

五 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第三章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日曜日

神季皇靈祭

天長節祝日

紀元節

皇后陛下御誕辰

神嘗祭

新嘗祭

春季皇靈祭

本校創立記念日

十月十七日

十一月二十三日

四月二十日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第一文科

一、教育學部

科目	第一	第二	第三	第四
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論		二		
中等女學校 教育法			二	
家庭教育				二
家事教授法				第一、二學期 二
國語教授法				第一、二學期 二
英語教授法				第一、二學期 二
社會教育			二	
教育史		二		
教育制度及法令				第一、二學期 二
兒童研究			二	

二、哲學部

科目	第一	第二	第三	第四
哲學概論	二			
西洋哲學史		二		
東洋哲學史			二	
心理學概論	二			
倫理學概論		二	二	
現代倫理問題				二
美學概論				二
美術概論			二	
美術史		二		
論理學		二		
宗教學概論			二	
現代哲學思潮				二
國、民、道、德				第一、二學期 二

家 族 道 德

二

三、國文學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
國語學概論	二			
作文文法修辭	二			
現代國文學	二	二		
近代國文學		三		
中世國文學		二		
上代國文學			二	
國文學史			二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文		二	二	二

四、英文學部

科目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
英語讀解	七	七	七	五
英語發音會話	二	二		
英語文典作文	三	三		
英文學			三	三
英文學史			二	二
英文學評論				二
第二英文學		二	二	二
第二英語讀解	三	三		
第三英語讀解			三	三
第四英語讀解	二	二	二	二

五、文學部

六 史 學 部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
文 學 原 理 論		二		
言 語 學 概 論	二			
音 聲 學 概 論		二		
近 代 文 學 思 潮			二	
近 代 散 文		二		
近 代 腳 本				二
近 代 小 說				二
近 代 詩 歌			二	

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
本 邦 史		三	三	三
東 洋 史		一	一	一

七、社會學部

西洋史	史學概論	人文史	地理學
	二		二
二		二	
二		二	

科目	經濟學	本邦法制	社會學概論	應用社會學	人類學	國勢研究	家族研究
第一							
年							
第二			二		二		
年							
第三							二
年							
第四							二
年							

八、美術部

婦人問題研究			
慈善問題研究		二	
兒童問題研究			二

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
本 邦 畫	一 _回	一 _回	一 _回	一 _回
西 洋 畫	一	一	一	一
唱 歌	一	一	一	一
ビ ア ノ	一	一	一	一
オ ル ガ ン	一	一	一	一
グ イ オ リ ン	一	一	一	一
琴	一	一	一	一

第二理科

一、數學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
代數學	二	二	二	
幾何學	一	二		
三角術			一	
解析幾何				二
微分積分				二

二、理化學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
物理學	二	四	四	四
家庭物理學	二			
化學		三	三	四
家庭化學	三			

三、博物學部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第 四 年
生物學概論	二			
家庭博物學	二			
植 物 學		三	三	二
動 物 學		三	三	二
生理衛生學	二			
家庭微生物學	一			
地質鑛物學				二
天文氣象學				二
自然研究				二

第三 實學科

一、家政學部

洗滌	衣服調製	衣服衛生	衣服經濟	衣服原料	料理	料理用具及研究所用器	食物衛生	食物經濟	應用營養學	食物調理	食物化學	食物原料	科目
													第一一年
		第一學期 第二學期 三五			三								第二二年
					三				三				第三三年
					三				三				第四四年

看 護 養 老	育 兒	園 藝	家 庭 管 理	住 居 の 發 展 及 比 較	住 居 衛 生	住 居 經 濟	家 具 什 器 の 取 扱	室 内 裝 飾 及 設 備	住 居 建 築	衣 服 の 發 展 及 比 較	手 藝	裁 縫	染 色
												四	
							第 二、 三 學 期 二				二	四	
第 一、 二 學 期 二	第 三 學 期 二	二		第 三 學 期 二						第 一、 二 學 期 二	二	四	
			二									四	

部	計	科目		科目	目
		全體必修	體操		
倫理學					第一一年
	四	二	二		
					第二二年
二	四	二	二		
					第三三年
二	四	二	二		
					第四四年
	四	二	二		

第一部

二、師範家政學部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻科目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

第四裁縫							
第三裁縫		二					
第二裁縫		二					
茶道			一回			一回	
生花				一回			一回
社交及禮法					一		

攻 專 主				小 計	計	科目	基礎	共通	學部	家政	計	目科修必分		
育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學	英 語		國 語	心 理 學	
				二 一	八	一	二	三	二	九	三	四	二	
		第 二、 三學 期二	第 一、 三學 期三 五	九						五	三			
第 三學 期二	三			六						二				
	三			四										

第二部

必修部分	科目	計	全修體		科目	科
			體操	實踐倫理		
心理學	倫理學	二	二	二		第一一年
		四	二	二		第二二年
		四	二	二		第三三年

合計	計	科目			
		料理	教育學	家庭管理	看護養老
二二					
一七	八	三			
一六	一〇	三	中等女學校教育法 教育學概論二		第一、二學期二
一四	一〇	三	家一般教授法 教授法二	二	

科 攻 專 主						小	計	科目				計	英 語
家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學		
				第 二、三 學 期 二	第 一、二 學 期 三 第 三 學 期 五	一 七	八	一	二	三	二	五	三
	第 一、二 學 期 二	第 三 學 期 二	三			九						五	三
二			三			六						二	

目	計	
	料	理
教育學		
教育學概論	二	
中等女學校教育法	三	
一般教授法		二
家事教授法		二
合計	八	三
合計	二五	一九
	一〇	一六

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求(例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等)に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、體育部

科目	第一	第二	第三	第四
應用解剖生理學		一		
體育原理			二	
體育史		二	一	
體育法の比較研究			一	
體育法の比較研究			二	
體格検査法				二

四、農藝部

治療體操				
體操教授法				
體操	二			
體操及遊戲		二		
		二		
			二	
				二
				二

科目	第一	第二	第三	第四
土壤及肥料		二		
應用昆蟲學		二		
園藝			二	
養雞養蜂類			二	
田園經濟學				二
田園社會學				一
田園生活と婦人				一

五、商業部

科目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
商業概論		二		
經濟商業地理		二		
商用算術		二	一	
簿記及計算			三	
商品學			二	
商事經營				二
商業實務				三
商法				二

第五章 及落 卒業

- 第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

姓 名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校 長 氏

名 印

印

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は從前の學歷に於ける成績を考査し適當

と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、專門學校試験檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者

但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるもの限り入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華士族平民何某 何姉妹女

何 生年月日 誰

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考査の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰 印

日神女子大學校長氏名殿

(用紙英漢紙)

履歴書

本籍

縣府

國

郡市

區

村町

番地

華士族平民

何某

姉何
妹女

何

誰

一生年月日

一生地

一轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)

一現住所

一兩親の有無年齢

一父兄の職業

一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業

一何年何月より何年何月迄何地何誰に就て何學を修業す

一.....

賞罰

右之通に候也

年月日

右

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在學證書

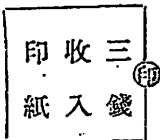
現住所

本籍 縣府 國 市區町 番地

華士族平民 何 某 姉何 妹女

何 誰

生年月日



右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也 但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

保證人 何

年月日

生年月日

誰印

日本女子大學校長氏名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し那部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉任の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歴書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濃紙)

本籍

縣 市 區 町 村

番地

華士族平民

何 某

何 某
姉 妹 女

何

生 年 月 日

誰

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に
證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何

誰 印

日本女子大學校長氏名殿

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の參考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 受験入學志願者は受験料金參圖を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金六拾六圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾四圓 第二學期 貳拾四圓 第三學期 拾八圓

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 寮 規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし

自發自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

第六十七條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮 寮費 貳 圓 食料及雜費 拾五圓

拵裏寮 寮費 貳圓五拾錢 食料及雜費 拾五圓

準風寮 寮費 參 圓 食料及雜費 拾五圓

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄

寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に

一 接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし

一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

附屬高等女學校規則

第一章 總則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に従ふ

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

第三章 學科課程 及落 卒業

高等女學校學科課程及時間表

國語	修身	學年	
		時間	每週
六	一人倫ノ要旨	第一學年	每週
六	同	第二學年	每週
六	同	第三學年	每週
五	同	第四學年	每週
五	同	第五學年	每週

英	英語	五	方解、會話、 讀取、習字、 文法	五	同上	五	同上	五	同上	五	同上	五	同上	五	同上
歷史地理	四	日本歷史	二	世界地理	一	世界地理	二	東洋歷史	三	西洋歷史	二	幾何	二	代數	地歷史概說
數	二	算術	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	同上
理科	二	植物、動物、 鑛物	四	同上	四	化學	二	衛生	二	生理	二	同上	二	同上	同上
家事	一	雜事	一	同上	二	衣、食、住	二	經濟、看護法、 養老、交際	二	婦人衛生	二	同上	二	同上	同上
裁縫	三	縫方、裁方	三	同上	三	同上	四	同上	四	同上	四	同上	四	同上	同上
圖畫	一	自在畫	一	同上	一	同上	一	幾何畫	一	同上	一	同上	一	同上	同上
音樂	二	單音唱歌	二	同上	二	複音唱歌	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	同上
體操	三	遊藝、 體操、 教練、 戲	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	同上
計	三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		二九				

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を経て之を評定す
 第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但し相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 府 縣 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何 誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何 誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 何 妹 女

一 生 年 月 日

何

誰

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 より 何 年 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 より 何 年 何 月 ま で 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一品行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一引續き一個年以上缺席したる者

一正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連書して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第五章 學 費

第十六條 受験入學志願書は受験料金貳圓を入學願書に添へて納むべし

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金參圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年四拾八圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾 八 圓 第二學期 拾 八 圓 第三學期 拾 貳 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 第二學期 貳 圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初に分納することを許可することあるべし

第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第六章 寮規

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

○職員

校 主 幹 教 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

長
事
務
取
扱
諭
專

音 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理
裁 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理
英 英 裁 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理
理 理 裁 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理
裁 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理
地 裁 理 理 英 英 裁 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理
圖 地 裁 理 理 英 英 裁 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理
體 圖 地 裁 理 理 英 英 裁 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理
國 體 圖 地 裁 理 理 英 英 裁 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理
料 國 體 圖 地 裁 理 理 英 英 裁 國 語 家 樂 事 縫 語 語 科 學 縫 史 畫 操 語 理

玉 竹 高 高 加 若 若 大 小 丁 本 穗 伊 塘 渡 麻 (イ
木 中 桑 橋 藤 木 原 島 山 間 積 藤 茂 邊 生 口
玉 三 八 じ ゆ 太 英 正 順)
直 榮 花 勇 吾 里 富 重 ん 春 哲 銀 鈴 郎 一 藏

同 同

數 理 國 理 英 圖 體 國 體 數 國 裁 體 英 料 體 家 歷 體 歷 英 家
理 史 史
禮 理 國
學 科 語 科 語 畫 操 語 操 學 語 縫 操 語 法 操 專 科 操 語 語 事

文
學
士

マ
ス
タ
ー
ガ
ブ
ア
ー
ツ

バ
チ
エ
ラ
ー
ガ
ブ
ア
ー
ツ

須 鈴 角 篠 上 白 白 菊 木 酒 西 麻 阿 小 藤 黑 野 野 上 内 長 中
田 木 塚 代 濱 井 池 内 井 洞 生 部 泉 田 田 呂 村 野 田 澤 村
ひ 春 きた た 規 た 十 民 梅 や す こ 壽 ハ と 築
清 る 三 し の 徴 郎 か 愛 代 野 子 貞 よ 貞 と 子 ナ 貞 敏 し 代

入學
志望者

學習科目選擇の心得

目次

新學則の三綱要

○新舊學則の異同 ○教授時間の減少 ○選擇制度の採用 ○修業年限の伸縮

學則の編成法

○學則の中心としての必修科目と選擇科目 ○全體必修科目と部分必修科目との役目 ○主副專攻科目の役目 ○自由選擇科目の役目 ○部と科との意義

科目の選擇編制の方法

學習時間の割合

○最少學習時間の割合 ○最多學習時間の割合

學習課程編制の範例

一、家政學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間) ○第二例(最多學習時間) ○第三例 國文兼修 ○第四例 英語兼修 ○第

五例 理化兼修 ○第六例 裁縫兼修 ○第七例(三ヶ年學習)

二、英文學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 國文兼修○第四例 家政兼修 ○第五例(三ヶ年學習)

三、國文學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 家政兼修○第四例 英語兼修 ○第五例(三ヶ年學習)

四、師範家政學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一部 第一例 理化兼修○同 第二例 裁縫兼修○同 第三例 國文兼修○同 第四例 英語兼修○第二部 第一例 國文兼修○同 第二例 英文兼修○同 第三例 裁縫兼修

一、本學則の三綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の法にしてその特色は(一)教授時間の減少と(二)撰擇制度の採用と(三)修業年限の伸縮の三綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 主義に於ては變はらざるも從來の學則に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れざりき此を以て本學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年在學の學生に於ても最少限每週十九時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることとせり、尤も學生の體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照して出席學習時間數を每週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

二、撰擇制度の採用 撰擇制度も亦本校が從來より採用し來りしものなるも必修科目の數と其教授時間の餘りに多きに反して撰擇科目の數と其教授時間の餘りに少なりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが本學則は兩科目の割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目に過ぎず其學修時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方撰擇科目は其科目數は學生撰擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は又從來の如く其學部に入學すれば其處に指定されたる一定の科目圍を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の撰擇科目中より自己が望む所の主副の專攻科目乃至自由撰擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副專攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せ

しめ之に許可を與ふることせり

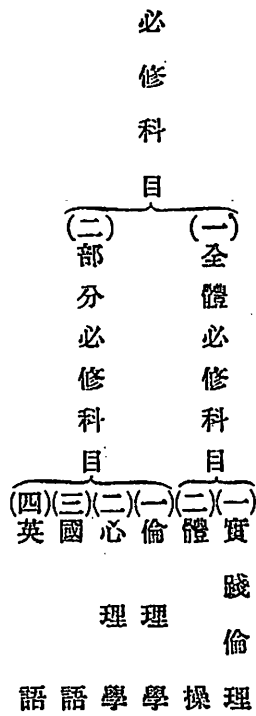
二、修業年限の伸縮 從來の慣例に依れば各學校の修業年限は一定年限内に規定しあるも本來の性質より云へば各學生の體力性質其他の事情により自づから多少其長短を異にすべき筈のものなり故を以て本學則に於ては本科の正科卒業生としての資格を與ふるには前述せる如く少くとも四學年を通じて毎週十九時間毎年三十六週間の學習として計二千七百三十六時間の學習を要するを以て多數一般の學生に最も適當にして理想的なるものとして編制されたり故に本學則は四年を以て理想的修業學年とするものなるも遂成を要する場合に體力性質共に適當なるものは毎週二十五時間づゝ學習すれば三ヶ年にて卒業し得べく又或は餘裕ある學習の希望若くは其他の事情に依つては五ヶ年にて卒業し得べき事とせり故に卒業資格としては少くとも三ヶ年の在學を要する事とせしも三ヶ年修業必ずしも理想的なりと云ふにあらざるなり然れども師範家政部に於ては文部省の教育法規との關係上之を二部に分ち第一部は四ヶ年修業第二部は三ヶ年修業と規定せしも其精神に至つては他部と異なる所なく即ち同一の精神を異なれる形式の上に表はしたるものに過ぎざるなり

二、學則の編成法

學則の中心としての必修科目と選擇科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには又を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要な性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應せん爲め種々なる専門科目を選擇科目として各科各部を分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にし

て然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役目 科目は教育の主義目的上より之を發類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一)實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源にして(二)體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍊磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一)倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要な事なるが故に二學年を通じて之を課し(二)心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍊磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三)國語及び(四)英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價值あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することとせり

主副專政科目の役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にし其他の事情を異にするが故に

選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主専攻科目のみを選擇せしめ或は其上に副専攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主専攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼修せんと欲する場合には國語を副専攻科目として選擇するを得るが如きは是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の専攻科目團に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帶ばしめんと欲せば主専攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接なる關係ある科目を自由選擇科目として選び主専攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味の分配と云ふ事に存するなり
 今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

- 選擇科目
- (一) 主 専 攻 科 目 (主興味集注科目)
 - (二) 副 専 攻 科 目 (副興味集注科目)
 - (三) 自 由 選 擇 科 目 (主専攻の役目……興味中の分選) (副専攻の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定數の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一

定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専攻科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編制の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目圖を編制決定するものとす、而して各學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目圖を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるゝと云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

一、最少學習時間の場合

第一 年	科目		全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計
	學 年	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間		
四	每 週	一 年	每 週	一 年	每 週	一 年	每 週	一 年	每 週
一四四	時	時	時	時	時	時	時	時	時
九	三 二 四	六	二 一 六	一 九	六 八 四				

合 計	五七六	五七六	一、五八四	二、七三六				
第 二 年	四	一四四	五	一八〇	一〇	三六〇	一九	六八四
第 三 年	四	一四四	二	七二	一三	四六八	一九	六八四
第 四 年	四	一四四	〇	〇	一五	五四〇	一九	六八四

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目圍と自由選擇科目の選擇に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目圍と自由選擇科目を並修するを得べし

二、最多學習時間の場合

學 年	全 體 必 修 科 目		部 分 必 修 科 目		選 擇 科 目		計	
	時 間	一 年 時 間	時 間	一 年 時 間	時 間	一 年 時 間		
第 一 年	四	一四四	九	二三四	一二	四三二	二五	九〇〇
第 二 年	四	一四四	五	一八〇	一六	五七六	二五	九〇〇
第 三 年	四	一四四	二	七二	一九	六八四	二五	九〇〇

第四年	四	一四四	〇	〇	二二	七五六	二五	九〇〇
合計		五七六		五七六	二、四四八		三、六〇〇	

第二の場合に於ては選擇科目學習時間に餘裕あるを以て主副専攻科目圖を並修し得べきも又志望によりては主専攻科目圖と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

五、學習課程編制の範例

一、家政學専攻志望生の學習課程編制範例

科目	學年	必修科目					
		部分必修科目			全體必修科目		家庭物理學
		英語	國語	心理學	體操	實踐倫理	
第一	年	三 (九)	四 (〇)	二	二	二	二
第二	年	同	上	二 倫理學	上	上	二
第三	年	九	三	二	二	二	二
第四	年	六		二	二	二	二
合計		三 (九)	四 (〇)	二	二	二	二

合計	小計	主専攻科目 及基礎科目		
		家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學
二二七	八	一	二	三
		料 理	住居 三期	衣服 二期
一七	八	三	二	三五
		同 上	看護 二期	育兒 三期
一六	一〇	三	二	二
		同 上	/	家庭 管理
一二	八	三		二

括弧内の数字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間數を示す以下之に倣ふ

前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連續合併して第一例となるものとす以下の各表總て之に倣ふ

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小計	自由選擇科目		
(二)	/	/	哲學概論 (二)
	/	/	教育學概論
二	/	/	二 兒童研究
	/	/	美術史
四		二	二 家庭教育
	田園經濟學	宗教學概論	兒童問題
八	二	二	二

表中の總計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由選擇科目の全科目を合算せし時間數なり

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

總計		二二〇						
小計		二二〇						
自由選擇科目		英語讀解	二	同上	二	同上	二	同上
自由選擇科目		哲學概論	二	教育學概論	二	兒童研究	二	家庭教育
自由選擇科目		生物學概論	(二)	經濟學	二	本邦法制	二	兒童問題
自由選擇科目				社交、禮法	一	園藝	二	宗教學概論
自由選擇科目						社交禮法	一	衣服ノ發展 ト比較
自由選擇科目								宗教學概論
自由選擇科目								兒童問題
自由選擇科目								家庭教育
自由選擇科目								同上
自由選擇科目								同上
小計		四		七		八		二
總計		二五		二四		二五		二五

第三例 (同前) 國文兼修

副專攻	國語概論	二	近代國文學	三	國文學史	二	國文學史	二
-----	------	---	-------	---	------	---	------	---

第四例 (同前) 英語兼修

自由撰選科目		副專攻科目	
家庭博物學	哲學概論	英語讀解	
(二)	(二)	四	四
經濟學	教育學概論	同上	同上
二	二	四	四
兒童研究		同上	同上
二		七	七
兒童問題	家庭教育	同上	同上
二	二	七	七

總計	小計	自由選擇科目					小計	科目
		/	/	/	論理學	哲學概論		
二五	(四)				(二)	(二)	言語學概論	
		本邦畫	/	/			中世國文學	
二五	三	一	/	/		二	二	
		同上	/	/		五	同上	
二五	五	一			二	二	二	
		同上	美學概論	支那文學史	二	四	同上	
二五	九	一	二	二	二	二	二	
						四	二	

小	目 科 修 必					科 目	
	科 必 部			科 必 全			學 年
	目 修 分	目 修 分	目 修 分	目 修 體	目 修 體		
計	英	心		體	實	第 一 年	
	話	理		操	踐		
		學			倫		
九	三	二		二	二	第 二 年	
	同		倫	同	同		
	上		理	上	上		
九	三		二	二	二	第 三 年	
			同	同	同		
			上	上	上		
六			二	二	二		

第七例 (同前)

三學年家政専攻の場合

總	小	科 選 自	
		目 擇	由
計	計	生物學概論	哲學概論
二五	(四)	(二)	(二)
		經濟學	教育學概論
二五	四	二	二
		園藝	兒童研究
二五	五	二	二
		兒童問題	家庭教育
二四	六	二	二

總計	小計	自選科目				合計	小計	主攻科目				
		自由擇目		經濟學	哲學概論			物理	家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學	家庭物理學
二四	四			二	二	二〇	一一	三	一	二	三	二
				二	二			同		二	衣服研究	二
				二	二			上		三期	三期	食物研究
二四	四			二	二	二〇	一一	三		二	三五	三
		園	宗教學概論	二	二					二	家庭管理	同上
		藝	兒童問題	二	二					三期	三期	
二四	八			二	二	一六	一〇	三	二	二	二	三

二、英文學專攻志望生の學習課程編制範例

合 計	小 計	主 攻 目 科 專			小 計	必 修 科 目						科 目 / 學 年			
						部 分			全 體 必 修 科 目		體 操		實 踐 倫 理		
		英 語 文 典 作 文	英 語 會 話 發 音	英 語 讀 解		英 語	國 語	心 理 學	體 操	實 踐 倫 理	體 操	實 踐 倫 理	第一 年	第二 年	第三 年
(二二五)	一二	三	二	七	一三(九)	三	四(〇)	二	二	二	二	二	二	二	二
		同	同	同		上	/	倫 理 學	上	上	上	上	上	上	上
二二	一二	三	二	七	九	三	/	二	二	二	二	二	二	二	二
		英 文 學 史	英 文 學	同 上		/	/	上	上	上	上	上	上	上	上
一八	一二	二	三	七	六		/	二	二	二	二	二	二	二	二
		英 文 學 評 論	英 文 學 史	同 上		/	/	/	上	上	上	上	上	上	上
一六	一二				四						二	二	二	二	二

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

總計	小計	自由選科目	
		自由撰	選科目
(二二)			
二二			
		兒童研究	
二〇	二	二	
		家庭教育	現代哲學思潮
二〇	四	二	二

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

總計	小計	自由選科目			
		言語學概論	第二英文學	美術概論	美學概論
二五		(二)			
		教育概論			
二五	四	二	二	二	二
		兒童研究	美術概論	二	二
二四	六	二	二	二	二
		家庭教育	宗教學概論	二	二
二四	八	二	二	二	二

第三例 (同前) 國文兼修

總計	小計	自由選擇科目	小計	攻科目		副專
				國語概論	言語學概論	
二五			(四)	(二)	(二)	
		文學原理論		中世國文學	近代國文學	
二五	二	二	四	二	二	二
		近代文學思潮		中世國文學 國文學史	近代國文學	
二五	二	二	五	二	二	一
		現代哲學思潮		同上	上代國文學	
二四	二	二	四	二	二	

第四例 (同前) 家政兼修

自由選擇科目	小計	攻科目		副專
		家庭化學	衣服研究	
	計			家庭化學
	三			三
教育學概論			住居研究	衣服研究
二	五	二	二	二期五 三期三
兒童研究		育兒、看護、養老		食物研究
二	五	二		三
家庭教育		家庭管理		同上
二	五	二		二

主 攻 目 專 科			小	必 修 科 目					科 目 學 年
				部 分		修 目		全 體 必	
英 語	英 語	英 語	計	英 語	心 理 學	體 操	實 踐 倫 理	第 一 年	
作 文 典	會 話 音	發 音 解		九	三				二
三 同	二 同	七 同		三 同		倫 理 學	二 同	二 同	
上	上	上		上			上	上	
三 英 文 學 評 論	二 英 文 學 史	七 同 上	九	三		二 同	二 同	二 同	
二	四	五	六			上	上	上	
								年	

第五例 (同前)

三學年英語專攻の場合

總 計	小 計
二五	
二五	二
二五	二
二五	二

三、國文學專攻志望生の學習課程編制範例

必修科目					科目 學年
部分必修科目			全體必修科目		
英語	國語	心理學	體操	實踐倫理	第一年
三	四	二	二	二	第二年
同	/	倫理學	同	同	第三年
上	/	學	上	上	第四年
三	/	二	二	二	第五年
/	/	上	上	上	第六年
/	/	二	二	二	第七年
/	/	同	同	同	第八年
/	/	上	上	上	第九年
/	/	二	二	二	第十年

總計	小計	自由選擇科目		合計	小計
		第二英文學	英語讀解		
二五	四	二	二	二二	一二
		第二英文學	英文學		
二五	五	二	三	二二	一二
		第二英文學	同上		
二二	五	二	三	一七	一一

小	自由選擇科目			
			哲學概論	言語學概論
計				
四			二	二
				文學原理論
二				二
		東洋哲學史	近代文學思潮	美術概論
六		二	二	二
	美學概論	現代哲學思潮	國民道德	家庭教育
八	二	二	二	二

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小	主攻科目				小
				國語概論	
計					計
一五	二			二	一三
		漢文學	中世國文學	近代國文學	現代國文學
一八	九	二	二	三	二
		同上	同上	有職古實	國文學史
一四	八	二	二	二	二
		同上	支那文學史	上代國文學	同上
一二	八	二	二	二	四

總計	一九	二〇	二〇	二〇
----	----	----	----	----

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

副專攻科目	自由選		小計	攻科		副專
	釋科目	論理學		哲學概論	言語學概論	
總計	二五	二	八	二	二	四
小計	二					同
		本邦畫			文學原理論	上
	二五	一	六		二	四
		同上			近代文學思潮	上
	二五	一	八		二	六
		同上			家庭教育	上
	二五	二	八		二	六
		東洋哲學史				
	三	一				

第三例 (同前) 家政兼修

副專	家庭化學	三	衣服研究	二期五 三期五	食物研究	三	同上	三
----	------	---	------	------------	------	---	----	---

第四例 (同前) 英語兼修

小計	自由選	擇科目	副專攻科目	
			英語讀解	其他
			四	四
	教育學概論	西洋哲學史	同	上
四	二	二	四	四
	二	二	同	上
四	二	二	五	五
	二	二	同	上
四	二	二	五	五

總計	小計	擇科目	自由選		小計	攻科目	
			哲學概論	言語學概論		生理衛生學	其他
二四	四	二	二	五	二	二	
			文學原理論			住居研究	
二五	二	二	二	五	(三期) 二		
			近代文學思潮		料	育、養、老、兒	
二四	二	二	二	八	三	二	
			現代哲學思潮		同	家庭管理	
二四	四	二	二	八	三	二	

主 攻 目 科 專				小	必 修 科 目			科 目		年
					部 分	必 修 目	科 目	全 體 必 修 科 目	年	
漢 文 學	/	現 代 國 文 學	國 語 學 概 論	計	英 語	心 理 學	/	體 操	實 踐 倫 理	第 一 年
二 同		二 中 世 國 文 學	二 近 代 國 文 學	九	三 同	三 /		二 同	二 同	第 二 年
二 同	二 中 世 國 文 學	三 上 代 國 文 學	二 同	九	三 /	/	二 同	二 同	二 同	第 三 年
二 同	二 上	二 上	二 上	六			二 同	二 同	二 同	年

第五例 (同前)

三學年國語專攻の場合

總 計	二五	二五	二五	二五
-----	----	----	----	----

小計	合計	自由選擇科目					合計	小計
		本邦畫	論理學	文學原理論	哲學概論	言語學概論		
	二四		二	二	二	二	一五	六
		一同上		二 東洋哲學史	二 近代文學思潮	二 美術概論		
	二五	一同上	二	二 現代哲學思潮	二 國民道德	二 家庭教育	一八	九
			二 美學概論					支那文學史
	二四		二				一六	二
小計	九							一〇
合計	二四						一六	二

四、師範家政學專攻志望生の學習課程編制範例

必修科目基礎科目主專攻科目は本校規則第三實學科の師範家政學部の第一部第二部の科目配當の項に記載の通りにして左の四例の共通なれば茲には唯副專攻科目選擇科目の範例のみを掲ぐ

第一部

第一例 (最多學習時間に近き編制例)

理化兼修

科目	副専攻	科目		小計	自由 科目選	小計	總計
		物理學	化學				
第一	二	二	二	四			二五
第二	同上	四	三	七	兒童研究		二四
第三	同上	四	三	七	家庭教育		二五
第四	同上	四	三	八			二四

第二例 (同前)

裁縫兼修

科目	副専攻	科目		小計	自由 科目選	總計
		裁縫	同上			
第一	六	六	六	六		二五
第二	同上	六	六	六	經濟學	二四
第三	同上	六	六	六	本邦法制	二五
第四	同上	六	六	六	家庭 教育 衣服ノ 發展 比較	二四

第四例 (同前)

英語兼修

總計	小計	自由選擇科目		小計	科目	副專攻
		言語學概論	自由選擇			
二五	二		二	二		二
					中世國文學 漢文學	二近代國文學
二四	二			七	二同 上	三國文學史
			近代文學 思潮		二同 上	
二四	四			六	二同 上	二同上
		美學概論				
二二	四			六		二

第三 (同前)

國文兼修

總計	小計	科目
二五	計	
二五	二	
二四	三	兒童問題
二四	六	二

總計	小計	自由 科目 選擇	小計	科目	副專攻
				英語讀解	英語讀解
二五			四	四	四
		美術史		上	
二三		二	四	四	四
		近世文學思潮		上	
二五	二	二	七	七	七
		現代哲學思潮		上	
二五	二	二	七	七	七

第二部

第一例 (最多學習時間に近き編制例)

小計	自由 科目 選擇	自由 科目 選擇	自由 科目 選擇	自由 科目 選擇	科目	學年
					第一	第二
計					國文學史	二
二五		中世國文學	近代國文學	二	同上	二
				二	同上	二
二五		近代哲學思潮	同上	二	同上	二
二四	二	二	二	二	同上	二

第二例 (同前)

總計	小計	自由選擇科目	
		自由選擇	科目
二五			
			英語讀解
二五	六		六同
		近代哲學思潮	上
二五	八	二	六

第三例 (同前)

總計	小計	自由選擇科目	
		自由選擇	科目
二五			
		兒童研究	裁縫
二五	六	二	四
		兒童問題	家庭教育
二五	八	二	四

日本女子大学校四十年史
編纂資料

No	57	出所	幹事室
分類			
摘要			

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

(電話番町七七〇)

大正十年十一月印刷



日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則

大正十一年度生徒募集に就て入學志願者心得補遺

本校

- 一、本年度各學部生徒募集豫定人員左の如し
- 一、家政學部 百二十名
- 二、國文學部 六十名
- 三、英文學部 五十名
- 四、師範家政學部 六十名
- 五、社會事業學部 六十名

右の内社會事業學部は新たに大正十年度より開設せるものにして凡そ左の三種の學生を收容し主として社會事業の組織經營指導の任に當る者を養成するを目的とす

- (一) 社會事業に一身を捧げ直接に社會改善の事業に従事せんと欲する婦人
- (二) 直接社會事業に従事するも特志無給にて幾分の時間と勞力を寄與して社會改善の爲に盡さんと欲する婦人
- (三) 自ら社會事業に従事せざるも社會の實狀を知り社會改善問題に關れ國民生活改善の事業に對して理解と同情を有し間接に助力を與へんと欲する婦人

- 二、入學願書受付期限は左の通り定む
大正十一年一月十日より二月二十五日まで
但遠隔の地と雖も必ず右受付期限内に到達し得るやう發送せらるゝこと
- 三、入學願書、履歴書に添付せらるゝ證明書類は入學志願者心得(規則書卷頭にあり)第一項に規定せる通り脱漏なく取揃へて差出さるべし
- 四、學業成績證明書中從來往々不備のものあり照會中時日を費やし査定に間に合はざることあり必らず當校所要の廉々に就て證明を受くるやう出身學校に願出らるべし例へば高等女學校第四學年在學中の五、英文學部の英語試験、三年學習の學力檢定に要する受験料(金三圓)は本校より受験許可の通知を受けたる上にて送付せらるべし
- 六、入學志願者の年齢は二十五歳以下とす
但二十五歳以上の年長者に就ては特に事情を調査したる上許否を決す
- 七、規則第四十八條の特修生は本年度は募集せず
- 八、入學志願者の證衛査定は願書受付期限後約二週間を要すべく凡三月中旬入學許否の通知を發送する豫定なり

附屬高等女學校

- 一、本年度生徒募集人員は附屬小學校より進學するものを除き一般より募集するもの左の如し
第一學年 凡五十名
- 第二學年以上は缺員の見込なきにより募集せず
- 二、入學願書受付期限は左の通り定む
大正十一年一月十日より二月十日まで
但遠隔の地と雖も必ず右受付期限内に到達し得るやう發送せらるゝこと
- 三、入學願書、履歴書に添付せらるゝ證明書類は入學志願者心得(規則書卷頭にあり)第十二項に規定せる通り脱漏なく取揃へて差出さるべし
- 四、入學志願者の證衛査定は願書受付期限約十日間を要すべく凡二月下旬許否の通知を發送する豫定なり

○入學志願者心得

○本 校

- 一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歷書に左の書類を添へて差出すべし（規則書第三十一條參照）入學願書には氏名の右側に片假名を附すること
- 一、卒業若しくは在學せる學校の各學科評點席次を記したる各學年成績表、最近の體格検査表及び人物考查品行に關する證明書
- 一、卒業若しくは卒業見込の證明書
- 二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ
譯解（第一第四の程度） 作文、書取、會話
- 三、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ（規則書第四十八條參照）
國語（勝讀） 文數學（算術幾何若） 物理
右試験の程度は修業年限四ケ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外前項規定の英語試験を課す
- 四、家政學部、國文學部、英文學部三年學習及び師範家政學部第二部に入學を許可する者は當分五ケ年程度高等女學校及び師範學校卒業生にして本校の査定標準に合格せる者に對し左の科目に就て試験を行ふ（規則書第三十條參照）
國語（勝讀） 文數學（算術幾何若） 物理
右試験の程度は修業年限五ケ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外左の程度に依り英語試験を課す
- 五、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若しくは本校に入學するたため休職となりたる者にあらざれば入學を許さす
- 六、入學願書の受付は毎年一月中旬より開始す其期限は毎年官報及び東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべし

七、右期限後査定の結果入學の許否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし
 八、入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滞なく其旨届出づべし

九、入學願書差出の際履歷書に記載したる現住所を變更したる者は速に届出づべし

一〇、入學許可の通知書に指定したる期限内に入學手續を完了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す

一一、入學許可後第一學期中病氣其他の事故に依り缺席したる者は除籍すべし

○附屬高等女學校

一二、高等女學校第一學年に入學志願の者は規定の入學願書履歷書に左の書類を添へて差出すべし（附屬高等女學校規則第十二條參照）

一、卒業若くは在學せる小學校の各學科評點を記したる各學年學業成績表、最近の體格検査表及び人物考查品行に關する證明書

一、卒業若くは卒業見込の證明書

一三、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

一四、前記第六より第十一に至る各項は之れを高等女學校志願者に適用す

○通學入寮に關する事項

一五、規則書第六十八條に規定せる如く本校學生は自宅以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるか故に入學志願者は豫め諒知せらるべし特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとす

○學費に關する事項

一六、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均拾四五圓を要すべく故に毎月約四拾圓を要すべし

一七、附屬高等女學校生徒にして在寮する者にあつては同じく規定の學費の外平均拾圓を要すべく故に毎月約參拾貳圓を要すべし

日本女子大學校要覽

○本校の沿革略 本校は創立者たる前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來其計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法への組織に改めたり今大正十年度の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經常費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して千九百有餘名大學部卒業生亦千八百有餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず長くも屢々皇室の優渥なる恩惠に浴せり即ち開校の年明治三十四年九月には 昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜金あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下並に山階宮闕院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を辱くし次て同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には皇后陛下の恩召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を辱くせり是れ當に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子高等教育に取りて無上の御獎勵といふべく青年女子たるもの大に感奮努力して報効の誠を致さるべからず特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り設令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等奮効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以

なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも高尚有爲の人物として完成し得るものにあらず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頹に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす人間としての教育とは人間の間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本分を實現せしむるを以て教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるか爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同

視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を施すと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮するの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる資質と長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其資質長所を發揚し尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占むるか日本國民は世界人文の發展東洋民族の進歩に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは個人の短所の矯正を含まざるにあらざるも主として各個學生の長所を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は常に社會の改善進歩の實力たるのみならず又個人の天賦を實現し其満足幸福の完ふせらるゝ所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間の生活の根本動力たり共同奉仕は信念徹底

によりて養ひ得たる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家專業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力潑測として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に互り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしめ又徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授の方面に於ては自動主義の下に講義實驗實習を課すると共に訓育修養の方面に於ては自治機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある學校生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに努力せしむ而して各學年の修養上の集注點と係の種類及び其方針等は每學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學年及び各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績報告會を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實効を擧ぐるに努力せしむ尙係の會の外に每週一回有志學生の冥想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回に開催し信念徹底に力む總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有効ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するもの、外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下寮舎二十一にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活す大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に

一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動主義の下に衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしめんとす

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感ずるのみならず我日本婦人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なること、將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より體操遊戲競技等の體育のみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養はしむるに力むる所以なり

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て

目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二金義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

二 學金授業料及び其他の雜收入

◆ 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議

員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評 議 員

(イロハ順)

教務委員

大隈重信 大倉孫兵衛

岡部長職 榑山資紀

子爵 塘茂太郎

伯爵 村山龍平

村井吉兵衛

久原房之助

久保田讓

男爵 文學博士 松本亦太郎

麻生正藏

理事

教務委員

公爵 西園寺公望

監事

法學博士 男爵 阪谷芳郎

財務委員

男爵 三井八郎右衛門
三井高修
子爵 澁澤榮一

財務委員

男爵 廣瀬實榮
男爵 森村開作
住友吉左衛門

○本校の組織 現今開設せる科及び部は左の如し

文科 國文學部 修業年限 四ケ年

文科 英文學部 同 同

實學科 家政學部 同 同

同 師範家政學部第一部 同 同

同 師範家政學部第二部 同 三ケ年

同 社會事業學部 同 四ケ年

附屬高等女學校 修業年限 五ケ年

附屬豊明小學校 同 尋常科六ケ年

附屬豊明幼稚園 滿四歳ヨリ六歳マデ

○特典 師範家政學部第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文

部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり
 但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

- 一 師範家政學部第一部 家事
- 一 同 第二部 家事

○資格

- 一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者
- 一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者
- 一 専門學校試験檢定合格證書を有する者

○教員

職員

校長
 幹事

教授教員

教授 家政學 (家政學部長)

同 支那文學史

同 裁縫手藝

同 農藝學

同 國文學

麻生正藏
 塘茂太郎

(イロハ順)

井上秀

文學博士 市村瓊次郎

犬飼すみ

文學博士 農學博士 稻垣乙丙

芳賀矢一

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
 授

英 文 學
 西 洋 歷 史
 哲 學
 生 物 學
 國 文 學
 心 理 學、美 術 史
 英 文 學
 保 健 學
 英 語、英 文 學
 兒 童 學
 家 庭 物 理
 料 理
 美 學、文 學、近 代 思 潮
 宗 教 學、文 化 史
 國 文 學
 實 踐 倫 理
 化 學
 體 操
 物 理 學、數 學
 英 文 學

岸	菊池	木内	櫻井	麻生	安藤	姉崎	阿部	手塚	近藤	富士川	イ、ジ、フイリツプス	二木	エム、イー、マンガ	松本	前島	山内	桑木	浮田	浦口
本	能	清	小	正	正	正	次	か	耕	川		謙	太	亦	春	繁	嚴	和	文
武	治	愛	太	藏	次	治	郎	ね	藏	游		三	ダ	郎	三	雄	冀	民	治

同 助 同 同 同 同 教 同 同 同 同 同 助 同 同 同 同 同 同 同
手 員 授

裁 博 化 家 家 英 體 家 料 英 國 博 國 教 英 英 體 經 日 食
本 物
文 文 授 文 濟 本 物
縫 物 學 事 事 語 操 事 理 語 學 物 學 法 學 語 操 學 史 究

パチエラーオブアーツ

パチエラーオブアーツ
マスターオブアーツ

醫學博士
文學士
法學博士

岡 早 鈴 佐 月 植 高 中 玉 小 大 大 茅 森 上 島 白 鹽 芝 三
川 木 賀 田 原 桑 村 木 山 村 橋 野 岡 代 田 井 澤 田 田
崎 ひ ふ あ 榮 じ 嘉 常 た 重 規 昌 葛 定
さ で ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ
文 わ る さ 寛 や 花 代 直 ん 代 廣 雅 藏 の 祐 郎 貞 盛 則

同 同 同 同 同 同 同 同 同 囑 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 托 教 師

琴 琴 オ ヲ 琴 茶 生 薙 ビ 琴 家 園 化 數 體 料 家 家 物 化
 ル ア イ 道 花 刀 ノ 事 藝 學 學 操 法 事 事 理 學
 ガ オ リ ン ン

一五 佐 渥 青 安 出 近 兒 矢 久 今 佐 瀬 篠 酒 阿 藤 野 上 若 小
 野 美 木 達 井 藤 島 澤 野 井 渡 塚 井 部 田 呂 坂 原 笠
 繁 志 清 よ 文 い 慶 千 野 き 十 壽 リ
 誠 野 能 孝 琴 し 茂 さ 久 松 代 信 し 代 貞 貞 子 ヲ 富 孝

寮監及指導者

(イロハ順)

同	指	寮	寮	寮	寮	寮	寮	寮	寮	同	同	指	寮	寮	指	同	寮	指	寮
	導			監	兼	兼	兼	兼	兼			導	監	兼	兼	兼	兼	兼	兼
		者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
上		監	監	監	監	監	監	監	監	上	上	者	監	者	者	上	者	者	者

中	月	高	米	吉	横	淀	金	輕	渡	若	小	大	大	都	仁	今	出	井
村	田	桑	澤	田	田	野	子	部	邊	原	山	橋	岡	丸	科	城	野	上
榮				け		さ	ミ				じ		薦					
代	寛	花	文	い	春	い	ッ	伴	龍	富	ん	廣	枝	淑	節	璞	柳	秀

校

醫

科
外
講
師

書 計

醫學博士	文學博士	文學博士	醫學博士	文學博士	藥學博士	男爵	文學博士	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野
ドクトル	三上村中中坪田神戶井	上田井川濱東一	中濱東一	坪內雄藏	田原良純	神田乃武	戸川安宅	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野
高田耕安	三上村中中坪田神戶井	上田井川濱東一	中濱東一	坪內雄藏	田原良純	神田乃武	戸川安宅	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野
小此木信六郎	三上村中中坪田神戶井	上田井川濱東一	中濱東一	坪內雄藏	田原良純	神田乃武	戸川安宅	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野
前田園	三上村中中坪田神戶井	上田井川濱東一	中濱東一	坪內雄藏	田原良純	神田乃武	戸川安宅	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野
	三上村中中坪田神戶井	上田井川濱東一	中濱東一	坪內雄藏	田原良純	神田乃武	戸川安宅	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野
	三上村中中坪田神戶井	上田井川濱東一	中濱東一	坪內雄藏	田原良純	神田乃武	戸川安宅	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野
	三上村中中坪田神戶井	上田井川濱東一	中濱東一	坪內雄藏	田原良純	神田乃武	戸川安宅	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野
	三上村中中坪田神戶井	上田井川濱東一	中濱東一	坪內雄藏	田原良純	神田乃武	戸川安宅	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野
	三上村中中坪田神戶井	上田井川濱東一	中濱東一	坪內雄藏	田原良純	神田乃武	戸川安宅	井上哲次郎	堀岡田	五田	菊池	小河野

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第二條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第三條 本校は日本女子大學校と稱す

第四條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第五條 本校に本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科目 修業年限

第六條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科、醫科の四科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ(但し醫科は當分之を缺く)

第七條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす

第八條 但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第九條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

第十條 但し當分理化學部に副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第十一條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、社會事業學部、體育部、農藝部、商業部の六部とす

第十二條 但し當分家政學部、社會事業學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他の主副專攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす
實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年第三學年
(哲學部第二、三學年に配當せしむる倫理學概論を以て之に充つ)

心理學 第二學年
(哲學部第一年に配當せる心理學概論を以て之に充つ)

國語 第一學年
(國文學部第一年に配當せる作文文法修辭及び現代國文學を以て之に充つ)

英語 第一學年第二學年
(英文學部第一、二年に配當せる第二英語讀解を以て之に充つ)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選擇するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を越えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ケ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ケ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

第一文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、心理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學概論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌

六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒童問題研究

八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二 理科

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微菌學、地質鑛物學、天文氣象學、自然研究

第三 實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設備、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及ビ禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 社會事業學部

生理學、社會學、社會經濟學、統計學、社會衛生、社會心理學、應用人類學、憲法、行政、民法、社會倫理、變體心理學、社會問題、社會事業ノ發展及理論、產業ノ發展、同化事業、家族問題、防貧救貧事業、社會事業調查法、社會事業實習

兒童保全科 兒童學、兒童保全事業概說、兒科產科及看護法、育兒學、母親擁護事業、遊戲娛樂問題、個人調查實習、缺陷兒ノ研究及取扱、不良少年少女問題、家庭教育

女工保全科 工場法、青年女子ノ研究、女子職業問題、女工ノ教育保護及娛樂問題、女工使用問題、農村問題、社會政策、婦人問題、勞資問題

四 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格檢查法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

五 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鷄養蜂類、田園經濟學、田園社會學、田園生活ト婦人

六 商業部

商業概論、經濟簡業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第三章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日曜日

神季皇靈祭

天長節祝日

紀元節

皇后陛下御誕辰

神嘗祭

新嘗祭

春季皇靈祭

本校創立記念日

十月十七日

十一月二十三日

十月三十一日

二月十一日

六月二十五日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第一文科

一、教育學部

科目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論		二		
中等女學校 教育法			二	
家庭教育				二
家事教授法				第一、二學期 二
國語教授法				第一、二學期 二
英語教授法				第一、二學期 二
社會教育			二	
教育史		二		
教育制度及法令				第一、二學期 二
兒童研究			二	

二、哲學部

科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
哲學概論	二			
西洋哲學史		二		
東洋哲學史			二	
心理學概論	二			
倫理學概論		二	二	
現代倫理問題				二
美學概論				二
美術概論			二	
美術史		二		
論理學		二		
宗教學概論			二	
現代哲學思潮				二
國道德				第一、二學期 二

三、國文學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
國語學概論	二			
作文文法修辭	二			
現代國文學	二	二		
近代國文學		三		
中世國文學		二	二	
上代國文學				二
國文學史			二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文		二	二	二

四、英文學部

科目		第一	第二	第三	第四
目		年	年	年	年
英語讀解		七	七	七	五
英語發音會話		二	二		
英語文典作文		三	三		
英文學				三	三
英文學史				二	二
英文學評論					二
第二英文學			二	二	二
第二英語讀解	三		三		
第三英語讀解				三	三
第四英語讀解	二		二	二	二

五、文學部

六 史學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
文 學 原 理 論		二		
言 語 學 概 論	二			
音 聲 學 概 論		二		
近 代 文 學 思 潮			二	
近 代 散 文		二		
近 代 脚 本				二
近 代 小 說				二
近 代 詩 歌			二	

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
東 洋 史		一	一	一
本 邦 史		三	三	三

七、社會學部

西洋史	史學概論	人文史	地理學
	二		二
二		二	
二		二	

科 目	經 濟 學	本 邦 法 制	社 會 學 概 論	應 用 社 會 學	人 類 學	國 勢 研 究	家 族 研 究
第 一 年							
第 二 年	二		二		二		
第 三 年		二		二			二
第 四 年						二	

第二理科

科目	第一	第二	第三	第四
本邦畫	一	一	一	一
西洋畫	一	一	一	一
唱歌	一	一	一	一
ピアノ	一	一	一	一
オルガン	一	一	一	一
グイオリン	一	一	一	一
琴	一	一	一	一

八、美術部

婦人問題研究				二
慈善問題研究			二	
兒童問題研究				二

一、數學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
代數學	二	二	二	
幾何學	一	二		
三角術			一	
解析幾何				二
微分積分				二

二、理化學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
物理學	二	四	四	四
家庭物理學	二			
化學		三	三	四
家庭化學	三			

三 博物學部

科	日	第一	第二	第三	第四
生物學概論		二			
家庭博物學		二			
植物學			三	三	二
動物學			三	三	二
生理衛生學		二			
家庭微菌學		一			
地質礦物學					二
天文氣象學					二
自然研究					二

第三 實學科

一、家政學部

科	目	第一	第二	第三	第四
食物	原料				
食物	化學				
食物	調理				
應用	營養學			三	三
食物	經濟				
食物	衛生				
料	具及 理用 及器 研用 究器		三	三	三
衣服	原料				
衣服	經濟				
衣服	衛生		第二 三學期 三五		
衣服	調製				
洗	濯				

看 護 養 老	育 兒	園 藝	家 庭 管 理	住 居 の 發 展 及 比 較	住 居 衛 生	住 居 經 濟	家 具 什 器 の 取 扱	室 内 裝 飾 及 設 備	住 居 建 築	衣 服 の 發 展 及 比 較	手 藝	裁 縫	染 色
												四	
							第 二、 三學 期二				二	四	
第 一、 二學 期二	第 三學 期二	二		第 三學 期二						第 一、 二學 期二	二	四	
			二									四	

第 四 裁 縫	第 三 裁 縫	第 二 裁 縫	茶 道	生 花	社 交 及 禮 法
	二	二			
			一 回	一 回	一
	二		一 回	一 回	
四	二				
四	二	二	一 回	一 回	

二、師範家政學部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻科目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

第一部

部	倫 理 學	計	科 目		第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
			全 體 必 修 科 目	實 踐 倫 理				
		四	二	二				
	二	四	二	二				
	二	四	二	二				
		四	二	二				

攻 專 主				小 計	計	科 目	基 礎	共 通	學 部	家 政	計	目科修必分		
育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學	英 語		國 語	心 理 學	
				二二	八	一	二	三	二	九	三	四	二	
		第二、三學期二	第一學期三 第二、三學期五	九						五	三			
第三學期二	三			六						二				
	三			四										

必修	部分		計	科目		全體	科目	科
	心理學	倫理學		體操	實踐倫理			
	二		四	二	二			第一
		二	四	二	二			第二
		二	四	二	二			第三

第二部

合計	計	科目			
		料理	教育學	家庭管理	看護養老
二二					
一七	八	三			
一六	一〇	三	中等女學校教育法 教育學概論二		第一、二學期二
一四	一〇	三	家一般教授法 教育法二		

主 專 攻 科						小 計	計	科 目	計	英 語			
家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學			生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學
				第二、三學期二	第一、三學期三五	一七	八	一	二	三	二	五	三
	第一、二學期二	第三學期二	三			九						五	三
二			三			六						二	

目	教育學	
	料	理
合計	八	三
合計	二五	一九
中等女學校教育法	二	二
一般教授法	二	二
統計	一〇	一〇
合計	一六	一六

右は必修科目並びに主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、社會事業學部

科目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
生理學	二			
社會學	二			
社會經濟學	二			
統計學	二			

社會事業實習	社會事業調查法	防貧救貧事業	家族問題	同化事業	產業ノ發展	社會事業發展及理論	社會問題	變態心理學	社會倫理	憲法、行政、民法	應用人類學	社會心理學	社會衛生
										二	二	二	二
					二	二	二	二	二				
六	二	(二)	(二)	(二)									

工 女				科 全 保 童 兒										
及 女 工 娛 樂 問 題	女 子 職 業 問 題	青 年 女 子 研 究	工 場 法	家 庭 教 育	不 良 少 女 問 題	缺 陷 兒 取 極 研	個 人 調 查 實 習	遊 戲 娛 樂 問 題	母 親 擁 護 事 業	育 兒 學	看 兒 科 護 法	兒 童 業 概 說	兒 童 保 全	兒 童 學
	(二)	(二)	(二)											二
二				二	(二)	(二)		(二)	二	二	二	二	二	

四、體育部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
應用解剖生理學		一		
體 育 原 論			二	
體 育 史			二 一	
體育法の比較研究			一 二	
體 格 檢 査 法				二

保 全 科				
女工使用問題	農村問題	社會政策	婦人問題	勞資問題
(二)	(二)	(二)	二	(二)

四、農藝部

科目	第一	第二	第三	第四
年	年	年	年	年
園藝			二	
養雞養蜂類			二	
田園經濟學				二
田園社會學				一
田園生活と婦人				一
土壤及肥料		二		
應用昆蟲學		二		

治療體操	體操教授法	體操及遊戲	體操
			二
			二
			二
			二
			二
	二		
			二

六、商業部

科目	第一	第二	第三	第四
商業概論		二		
經濟商業地理		二		
商用算術		二	一	
簿記及計算			三	
商品學			二	
商事經營				二
商業實務				三
商法				二

第五章 及落 卒業

第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す

第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教授會議の議決を以て之を評定す

第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

姓 名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏

名 剛

印

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は従前の學歴に於ける成績を考査し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、專門學校試験檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込みありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者

但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるもの限り入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の誓式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし(卷頭入學志願者心得參照)

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 國 國
縣 府 縣 市 郡 市 郡 區 區
現 住 所 縣 市 郡 區 村 町 村 町

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何

生 年 月 日 誰

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考査の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何

誰 印

日禮女子大學校長氏名殿

(用紙英漢紙)

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町

番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 某 姉 何 妹 女

何

誰

星 年 月 日

星 地

轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)

現 住 所

養 兩 親 の 有 無 年 齡

父 兄 の 職 業

何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業

何年何月より何年何月迄何地何誰に就て何學を修業す

.....

賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在學證書

現住所

本籍 縣府 國 市區町 番地

華士族平民 何 某 姉何 妹女

三錢 收紙 印

生年月日 謹

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也 但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

保證人 何

謹印

年月日

生年月日

日本女子大學校長氏名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十七條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準ず

(用紙英漢紙)

本籍 縣 市 區 町 番地

華士族平民 何某 何姉女

何 誰

生年月日

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に
證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何

謹 印

日本女子大學校長氏名殿

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の參考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 受験入學志願者は受験料金參圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金六拾六圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾四圓 第二學期 貳拾四圓 第三學期 拾八圓

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 寮 規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし
自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時
間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべ

第六十七條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	貳圓	食料及雜費	拾參圓五拾錢
拵束寮	寮費	貳圓五拾錢	食料及雜費	拾參圓五拾錢
洋風寮	寮費	參圓	食料及雜費	拾參圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に

一 接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし

一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

附屬高等女學校規則

第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、

裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に従ふ

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

高等女學校學科課程及時間表

國語	修身	學年	
		科目	時間
六 文法、習字	一 人倫ノ要旨	第一學年	每週時間
		第二學年	每週時間
		第三學年	每週時間
		第四學年	每週時間
		第五學年	每週時間
六	一	同上	同上
六	一	同上	同上
六	一	同上	同上
五	二	同上	同上
五	二	同上	同上

英	語	五	讀方、辨解、會話 番取、習字、文法	五	同上	五	同上	五	同上	五	同上	五	同上	五	同上	五	同上	五	同上	五	同上	
歷史地理	四	日本歷史 日本地理	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上
數	二	算術	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上
理科	二	植物、動物、 礦物	四	同上	四	同上	四	同上	四	同上	四	同上	四	同上	四	同上	四	同上	四	同上	四	同上
家事	一	雜事	一	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上
裁縫	三	縫方、裁方	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上
圖畫	一	自在畫	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上	一	同上
音樂	二	單音唱歌	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上
體操	三	體操、技藝、 遊戯	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上
計	三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇		三〇	

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により、教員會議の議決を経て之を評定す

第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し、第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度的高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但し相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度的高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學試験者は左の書式に従ひ入學願書及履歴書各一通を差出すべし

(用紙樂濃紙)

入學願書

本籍 國 縣 府 市 郡 區 町 村
現住所 國 縣 府 市 郡 區 町 村
番地 番地

華士族平民何某
何姉何妹

誰

生年月日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歴書相添へ此段相願候也

年 月 日

右父兄

何 誰印

日本女子大學校長氏名殿

履 歴 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 以 前 何 處 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 迄 何 學 校 に 入 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

何

誰

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但し學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一品行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一引續き一個年以上缺席したる者

一正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連書して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第五章 學 費

第十六條 受験入學志願書は受験料金貳圓を入學願書に添へて納むべし

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金參圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年四拾八圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾 八 圓 第二學期 拾 八 圓 第三學期 拾 貳 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 第二學期 貳 圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初に分納することを許可することあるべし

第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第六章 寮 規

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

○教 職 員

(イロハ順)

校 幹 主 教 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

長 事 事 論
事務取扱

音 裁 國 英 理 英 理 裁 地 圖 體 體
家 語 語 科 語 科 語 科 語 學 縫 史 畫 操 操
樂 縫 事 語 科 語 科 語 學 縫 史 畫 操 操

麻 塘 渡 伊 服 穗 丁 小 小 大 若 若 加 高 高 吉
生 茂 邊 藤 部 積 梅 原 孝 山 笠 原 孝 島 八 藤 三 橋 桑 永
正 太 英 藤 梅 積 梅 原 孝 山 笠 原 孝 島 八 藤 三 橋 桑 永
藏 郎 一 鈴 子 銀 春 子 人 重 富 里 吾 勇 花 文

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

理理英體國體數國體英料國家歷體歷英家家料國
理、史、史、
禮、理、國
科科語操語操學詩操語法語事科操語語事事理語

マスターオブアーツ
バナエラーオブアーツ

文學士

鈴篠上白菊木酒西阿小藤前野野上内長中月玉竹
木塚代井池井洞泉島呂村澤村中六
ひき規た十民や田壽ハと榮木玉
でよた矩た十民や田壽ハと榮木玉
るしの郎か愛代野貞よ貞三子ナ貝敏し代寛直榮

入學
志望者

學習科目選擇の心得

一、本學則の三綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は(一)教授時間の減少と(二)選擇制度の採用と(三)修業年限の伸縮の三綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 主義に於ては變はらざるも從來の學則に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れざりき此を以て本學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年在學の學生に於ても最少限每週十九時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることとせり、尤も學生の體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照して出席學習時間數を每週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

二、選擇制度の採用 選擇制度も亦本校が從來より採用し來りし所のものなるも必修科目の數と其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが本學則は兩科目の割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目に過ぎず其學修時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は又從來の如く其學部に入學すれば其處に指定されたる一定の科目圖を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の専攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副専攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せ

しめ之に許可を與ふることとせり

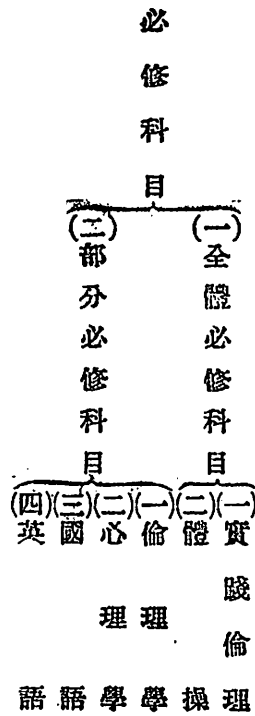
二、修業年限の伸縮 從來の慣例に依れば各學校の修業年限は一定年限内に規定しあるも本來の性質より云へば各學生の體力性質其他の事情により自づから多少其長短を異にすべき筈のものなり故を以て本學則に於ては本科の正科卒業生としての資格を與ふるには前述せる如く少くとも四學年を通じて毎週十九時間毎年三十六週間の學習として計二千七百三十六時間の學習を要するを以て多數一般の學生に最も適當にして理想的なるものとして編制されたり故に本學則は四年を以て理想的修業學年とするものなるも速成を要する場合に體力性質共に適當なるものは毎週二十五時間づゝ學習すれば三ヶ年にて卒業し得べく又或は餘裕ある學習の希望若くは其他の事情に依つては五ヶ年にてても卒業し得べき事とせり故に卒業資格としては少くとも三ヶ年の在學を要する事とせしも三ヶ年修業必ずしも理想的なりと云ふにあらざるなり然れども師範家政部に於ては文部省の教育法規との關係上之を二部に分ち第一部は四ヶ年修業第二部は三ヶ年修業と規定せしも其精神に至つては他部と異なる所なく即ち同一の精神を異なる形式の上に表はしたるものに過ぎざるなり

二、學則の編成法

學則の中心としての必修科目と選擇科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには刃を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要な性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應せん爲め種々なる専門科目を選擇科目として各科各部を分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にし

て然かも選擇に重きを置きたる制度なるなり

全體必修科目と部分必修科目との役員 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源にして(二) 體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍊磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一) 倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要なる事なるが故に二學年を通じて之を課し(二) 心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍊磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三) 國語及び(四) 英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價值あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することとせり

主副專攻科目の役員 學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にし其他の事情を異にするが故に

選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に参照して或は主専攻科目のみを選択せしめ或は其上に副専攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主専攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼修せんと欲する場合には國語を副専攻科目として選擇するを得るが如き是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の専攻科目團に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも職見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帶はしめんと欲せば主専攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接なる關係ある科目を自由選擇科目として選り主専攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味の分配と云ふ事に存するなり
今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

- 選擇科目
- (一) 主 専 攻 科 目 (主興味集注科目)
 - (二) 副 専 攻 科 目 (副興味集注科目)
 - (三) 自由 選 擇 科 目 (主要の役目……興味の分配
副次の役目……興味集中の補助)

部と科との齟齬 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定數の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一

定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専攻科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編制の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目圖を編制決定するものとす、而して各學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目圖を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるゝと云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の每週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

一、最少學習時間の場合

第一 年	學 年 時 間		全體必修科目		部分必修科目		選 擇 科 目		計
	時 間	週	時 間	週	時 間	週	時 間	週	
四	一	四	九	三	六	二	一	六	八
一四四	一	三二四	六	二二六	一九	六八四			

第二	第三	第四	合計
四	四	四	
一四四	一四四	一四四	五七六
五	二	〇	
一八〇	七二	〇	五七六
一〇	一三	一五	
三六〇	四六八	五四〇	一、五八四
一九	一九	一九	
六八四	六八四	六八四	二、七三六

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目と自由選擇科目の選擇に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目と自由選擇科目を並修するを得べし

二、最多學習時間の場合

學年	全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計
	時間	一年時間	時間	一年時間	時間	一年時間	
第一	四	一四四	九	二三四	一二	四三二	九〇〇
第二	四	一四四	五	一八〇	一六	五七六	九〇〇
第三	四	一四四	二	七二	一九	六八四	九〇〇

第四年	四	一四四	〇	〇	二二	七五六	二五	九〇〇
合計	五七六		五七六	二、四四八			三、六〇〇	

第二の場合に於ては選擇科目學習時間に餘裕あるを以て主副專攻科目圖を並修し得べきも又志望によりては主專攻科目圖と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

五、學習課程編制の範例

各學生は其必修科目及び専攻科目の外各自の選擇にかゝる科目を定めて學習課程表を作るべきものとす今其範例として家政學部に於ける數種の例を掲ぐ

家政學專攻志望生の學習課程編制範例

科目	學年	必修科目				
		部分必修科目			全體必修科目	
		英語	國語	心理學	體操	實踐倫理
家庭物理學	第一	二	三	二	二	二
	第二	三	四	二	二	二
	第三	九	三	二	二	二
	第四	六		二	二	二
食物研究	第一	三	四	二	二	二
	第二	三	四	二	二	二
	第三	三	四	二	二	二
	第四	三	四	二	二	二
小計	第一	三三(九)	三	二	二	二
	第二	三	四	二	二	二
	第三	九	三	二	二	二
	第四	六		二	二	二
合計	第一	三三(九)	三	二	二	二
	第二	三	四	二	二	二
	第三	九	三	二	二	二
	第四	六		二	二	二

括弧内の数字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間数を示す以下之に倣ふ

前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連續合併して第一例となるものとす以下の各表總て之に倣ふ

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小計	自由選擇科目			
(二)				(二) 教育學概論
二				二 兒童研究
四	田園經濟學	宗教學概論	二 兒童問題	二 家庭教育
八	二	二	二	二

小計	主専攻科目及基礎科目		
		家庭微生物學	生理衛生學
(二七)	八	一	三
		料 研究 住居 二期 三期	研究 衣服 二期 三期
一七	八	三	五
		同 上	養老 看護 二期 三期
一六	一〇	三	二
		同 上	家庭管理
一二	八	三	二

表中の總計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由選擇科目の全科目を合算せし時間數なり

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

自由選擇科目	自由		選擇		科目	
	英語讀解	哲學概論	生物學概論	經濟學	社交、禮法	兒童研究
英語讀解	二	二				二
哲學概論	二	二				二
生物學概論			(二)			二
經濟學				二	二	二
社交、禮法				一	二	二
兒童研究					一	二
兒童問題						二
家庭教育						二
宗教學概論						二
社交禮法						二
田園經濟學						二
衣服ノ發展ト比較						二
社交禮法						二
小計	四	二		二	二	二
總計	二五	二		二	二	二

總計

二二五

(一九)

一九

二〇

二〇

第三例 (同前) 國文兼修

副專攻	國語概論	二	近代國文學	三	國文學史	二	國文學史	二
-----	------	---	-------	---	------	---	------	---

總計	小計	自由選擇科目				小計	科目		
二五	(四)				論理學	哲學概論	四	二	言語學概論
		本邦畫				文學原理論			中世國文學
二五	三	一同				二近代文學思潮	五	二	同上
		上			美術概論				
二五	五	一同	美術概論	支那文學史	二國民道德	二現代哲學思潮	四	二	上代國文學
		上							
二五	九	一	二	二	二	二	四	二	

第四例 (同前) 理數兼修

總計	小計	自選科目		小計	副專攻科目	
		生物學概論	哲學概論		數學	物理學
二五	(四)	(二)	(二)	四	二	二
					化	同
					學	上
二四				七	三	四
			兒童研究		同	同
					上	上
二五	二		二	七	三	四
		兒童問題	家庭教育		同	同
					上	上
二四	四	二	二	八	四	四

第五例 (同前) 裁縫兼修

小計	副專攻科目	
	裁	縫
四	四	同
	上	
四	四	同
	上	
六	六	同
	上	
六	六	

小	必修科目				科目 學年
	部分必修科目			全體必修科目	
	英語	心理學		體操	
計				實踐倫理	第一
九	三	二		二同	年
	同		倫理學	二同	第
	上		上	上	二
九	三		二同	二同	年
			上	上	第
			上	上	三
六			二	二	年

第七例 (同前)

三學年家政専攻の場合

總	小	自由選擇科目	
		生物學概論	哲學概論
計	計		
二五	(四)	(二)	(二)
		經濟學	教育學概論
二五	四	二	二
		園藝	兒童研究
二五	五	二	二
		兒童問題	家庭教育
二四	六	二	二

總計	小計	自由選擇科目				合計	小計	主要政目						
		經濟學	哲學概論	兒童研究	家庭教育概論			料理	家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學	家庭物理學		
二四	四		二	二	二	二〇	一一	三	一	二	三	二	二	二
			二	二	二			同		二	一、三期	三	三	二
			二	二	二	二〇	一一	上		二	三、五	三	三	二
		圖	二	二	二				看	二	家庭管理	上		
		藝	二	二	二				護	二	兒三期			
			二	二	二	一六	一〇		養	二	老			
			二	二	二				一、二期	二				
二四	八		二	二	二	一六	一〇	三	二	二	二	二	二	二

○其他の學科兼修の場合及び圖文、英文、師範家政、社會事業各學部の編制は各の範例に準じて之れを知るべし

日本女子大 学校四十周年 編集資料				
no	58	出所	幹事室	係
分類				
備 註				

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

電話

本校 校番町 三七七〇
同 同 三〇五一
校長宅 同 三一九〇
寮會 購買會 番町 三八二四
同 根會 同 二一六五
同 同 三二四四

大正十一年十二月印刷

日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則

○入學志願者心得

○本校

一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし（規則書

第三十一條參照）入學願書には氏名の右側に片假名を附すること

一、卒業若くは在學せる學校の各學科評點席欠を記したる各學年成績表、最近の體格検査表及び人物
考查品行に關する證明書

一、卒業若くは卒業見込の證明書

二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ

譯解（ナショナルリ）作文、書取、會話

三、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合に左の科目に就て行ふ

（規則書第四十八條參照）

國語（講義、文數學、算術、幾何、若くは代數）物理

右試験の程度は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外前項規定
の英語試験を課す

四、家政學部、國文學部、英文學部三年學習及び師範家政學部第二部は當分生徒を募集せず

五、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學する
ため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

六、入學願書の受付は毎年一月中旬より開始するも其締切期限は毎年官報及び東京、大阪の重なる新聞
紙に廣告すべし

七、右期限後査定の結果入學の許否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

八、入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滯なく其旨届出づべ
し

九、入學願書差出の際履歷書に記載したる現住所を變更したる者は速に届出づべし

一〇、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す

一一、入學許可後第一學期中病氣其他の事故に依り缺席したる者は除籍すべし

○附屬高等女學校

一二、高等女學校第一學年に入學志願の者は規定の入學願書履歷書に左の書類を添へて差出すべし（附屬高等女學校規則第十二條參照）

一、卒業若くは在學せる小學校の各學科評點を記したる各學年學業成績表、最近の體格検査表及び人物考查品行に關する證明書

一、卒業若くは卒業見込の證明書

一三、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するもの、外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

一四、前記第六より第十一に至る各項は之れを高等女學校志願者に適用す

○通學入寮に關する事項

一五、規則書第六十八條に規定せる如く本校學生は自宅以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるが故に入學志願者は豫め諒知せらるべし特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとす

○學費に關する事項

一六、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均拾六七圓を要すべく故に毎月約四拾五圓を要すべし

一七、附屬高等女學校生徒にして在寮する者にあつては同じく規定の學費の外平均拾四五圓を要すべく故に毎月約四拾圓を要すべし

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者たる前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり最近の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經常費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して千九百有餘名大學部卒業生亦二千二百餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず畏くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり即ち開校の年明治三十四年九月には 昭憲皇太后特別の思召を以て御下賜金あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下並に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を辱くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には皇后陛下の思召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を辱くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり是れ當に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子高等教育に取りて無上の御獎勵といふべく青年女子たるもの大に感奮努力して報効の誠を致さるべからず特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て其程度を高め綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんこ

とを期しつゝあり

二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り設令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尚高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟了自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頹に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間

としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價值とを有せしむる所以真にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技倆を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を見ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからず個性の發揮は常に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間の生活の根本動力たり宗教的信念は人性の本質天眞の必然的内發的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完ふするに必須缺くべからざる人生の本源の動力にして人間は之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその未然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を盡して隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天眞を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的説法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何なる宗教宗派を信ずるも學生各自の自由撰擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會

生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力潑瀾として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本根教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を奨勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すとる同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舍又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養

の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して毎學年の修養上の集注點と係の種類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學年及び各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縦の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實効を擧ぐるに努力せしむ尙係の會の外に毎週一回有志學生の瞑想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回開催し信念徹底相に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有ならずしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舎二十高等女學寮舎三合せて二十四にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活す大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に

學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○訓育の方針 學校に於ても寮舎に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有効の指導を與へざるべからず然るに適切有効の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風胎蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも之れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感ずるのみならず我日本婦人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なること、將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より體操遊戲競技等の體育のみならず學校寮舎及

び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を漲らし國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す

三、本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豊川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て

目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豊川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資 産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二金義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本

法設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す
但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

子爵 (イロハ順)
岡部長職

和田豊治

塘茂太郎

村山龍平

村井吉兵衛

久原房之助

久保田讓

男爵
文學博士
松本太郎

江口定條

麻生正藏

公爵
文學博士
西園寺公望

阪谷芳郎

男爵
法學博士
三井八右衛門

三井高修

財務委員

監事

理事
教務委員

教務委員

子爵

澁澤榮一

財務委員

廣海二郎	廣瀬實榮	森村開作	住友吉左衛門
男爵	男爵		

五、本校の現在組織

○現今開設せる科及び部は左の如し

文	國文學部	修業年限	四ケ年
文	英文學部	同	同
實學科	家政學部	同	同
同	師範家政學部第一部	同	同
同	同 第二部	同	三ケ年(當分生徒を募集せず)
同	社會事業學部	同	四ケ年
附屬高等女學校	修業年限	五ケ年	
附屬豊明小學校	同	尋常科六ケ年	
附屬豊明幼稚園	滿四歲ヨリ六歲マデ		

○特典 師範家政學部第一部、第二部の卒業生にして成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり

但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

一 師範家政學部第一部及第二部

家事

六、本校教職員

職員

校長 幹事

教授 教員

教授

家政學 (家政學部長)

支那文學史

裁縫手藝

國文學

統計學

國文學

倫理學

近代文藝思潮

家事學

倫理學

社會學、應用人類學

文學博士

文學士

文學士

文學士

文學士

文學士

麻生正藏
塘茂太郎

(イロハ順)

井上秀郎

市村瓊次郎

犬飼すすみ

橋本進吉

二階堂保則

穂積高彦

友枝高太郎

茅野儀太郎

大岡篤枝

大島正徳

綿貫哲雄

寮 監 兼 指 導 者	同 指 導 者	同 指 導 者	寮 同 指 導 者	寮 監 兼 指 導 者	寮 監 兼 指 導 者	寮 監 兼 指 導 者	同 指 導 者	同 指 導 者	同 指 導 者	同 指 導 者	寮 監 兼 指 導 者	同 指 導 者	同 指 導 者	寮 監 兼 指 導 者 (寮舎事務係)	指 導 者	同 指 導 者	寮 監 兼 指 導 者	同 指 導 者
上	者	上	監	者	監	上	上	上	上	上	者	上	上	者	者	上	者	上

向	中	月	辻	高	高	横	淀	金	輕	加	渡	若	小	大	大	仁	早	原	池
井	村	田	内	桑	橋	田	野	子	部	用	邊	原	山	橋	岡	科	野	田	田
榮	榮	田	ま	さ	さ	さ	ミ		兔				じ		萬		千	美	田
榮	代	寛	ん	花	だ	春	い	ッ	伴	喜	龍	富	ん	廣	枝	節	子	江	和

同 圖 同 會 同 同 同 同 教

校

上 書 上 計 上 上 上 上 務

醫

醫學博士
醫學士

前	矢	二	堀	岡	五	菊	津	河	小	河	江
	田	木		田		池		原	池	野	口
	浩	謙	い	い	味	定	曲		ゆ		鶴
園	藏	三	そ	ち	延	惠	睦	夏	き	政	郎

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科 目 修業年限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科、醫科の四科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ(但し醫科は當分之を缺く)

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部に副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、社會事業學部、體育部、農藝部、商業部の六部とす但し當分家政學部、社會事業學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

心理學 第一學年

國語 第一學年

英語 第一學年第二學年

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選擇するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

(哲學部第二、三學年に配當せ
る倫理學概論を以て之に充つ)

(哲學部第一年に配當せる心
理學概論を以て之に充つ)

(國文學部第一年に配當せる作文文法
修辭及び現代國文學を以て之に充つ)

(國文學部第一、二年に配當せる
第二英語讀解を以て之に充つ)

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

第一 文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、心理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學概論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌

六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒童問題研究

八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二 理科

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微生物學、地質鑛物學、天文氣象學、自然研究

第三 實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及食用器具及臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及比較、住居建築、住居ノ發展及比較、室內裝飾及設備、室內什器の取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 社會專業學部

生理學、社會學、社會經濟學、統計學、社會衛生、社會心理學、應用人類學、憲法、行政、民法、社會倫理、變體心理學、社會問題、社會事業ノ發展及理論、產業ノ發展、同化事業、家族問題、防貧救貧事業、社會事業調查法、社會事業實習

兒童保全科

兒童學、兒童保全事業概說、兒科產科及看護法、育兒學、母親擁護專業、遊戲娛樂問題、個人調查實習、缺陷兒ノ研究及取扱、不良少年少女問題、家庭教育

女工保全科

工場法、青年女子ノ研究、女子職業問題、女工ノ教育保護及娛樂問題、女工使用問題、農村問題、社會政策、婦人問題、勞資問題

四 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格檢查法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

五 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鷄養蜂類、田園經濟學、田園社會學、田園生活ト婦人

六 商業部

商業概論、經濟簡業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第二章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日 曜 日

神季皇靈祭

神嘗祭

十月十七日

天長節祝日

新嘗祭

十一月二十三日

紀元節

春季皇靈祭

皇后陛下御誕辰

本校創立記念日

四月二十日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第一 文科

一、教育學部

科目	第一	第二	第三	第四
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論		二		
中等教育學法			二	
家庭教育				二
家事教授法				第一、二學期 二
國語教授法				第一、二學期 二
英語教授法				第一、二學期 二
社會教育			二	
教育史		二		
教育制度及法令				第一、二學期 二
兒童研究			二	

二、哲學部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第 四 年
哲 學 概 論	二			
西 洋 哲 學 史		二		
東 洋 哲 學 史			二	
心 理 學 概 論	二			
倫 理 學 概 論		二	二	
現 代 倫 理 問 題				二
美 學 概 論				二
美 術 概 論			二	
美 術 史		二		
論 理 學		二		
宗 教 學 概 論			二	
現 代 哲 學 思 潮				二
國 民 道 德				第一、二學期 二

家族道徳

三、國文學部

科目	目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
國語學概論		二			
作文文法修辭		二			
現代國文學		二			
近代國文學			三		
中世國文學			二		
上代國文學				二	
國文學史				二	
有職故實				二	
支那文學史					二
漢文			二	二	二

二

四、英文學部

科目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
英語讀解	七	七	七	五
英語發音會話	二	二		
英語文典作文	三	三		
英文學			三	三
英文學史			二	二
英文學評論				二
第二英文學		二	二	二
第二英語讀解	三	三		
第三英語讀解			三	三
第四英語讀解	二	二	二	二

五、文學部

六、史學部

科目	第一	第二	第三	第四
文學原理論		二		
言語學概論	二			
音聲學概論		二		
近代文學思潮			二	
近代散文		二		
近代脚本				二
近代小說				二
近代詩歌			二	

科目	第一	第二	第三	第四
本邦史		三	三	三
東洋史		一	一	一

七、社會學部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
經 濟 學		二		
本 邦 法 制			二	
社 會 學 概 論		二		
應 用 社 會 學			二	
人 類 學		二		
國 勢 研 究				二
家 族 研 究			二	

西 洋 史	史 學 概 論	人 文 史	地 理 學
	二		二
二			
		二	
二			

第二理科

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
本邦畫	一 _回	一 _回	一 _回	一 _回
西洋畫	一	一	一	一
唱歌	一	一	一	一
ピアノ	一	一	一	一
オルガン	一	一	一	一
グイオリオン	一	一	一	一
琴	一	一	一	一

八、美術部

婦人間題研究				二
慈善問題研究			二	
兒童問題研究				二

一、數學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
代數學	二	二	二	
幾何學	一	二		
三角術			一	
解析幾何				二
微分積分				二

二、理化學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
物理學	二	四	四	四
家庭物理學	二			
化學		三	三	四
家庭化學	三			

三、博物學部

科	目	第一	第二	第三	第四
生物學	概論	二			
家庭	博物學	二			
植物	學		三	三	二
動物	學		三	三	二
生理	衛生學	二			
家庭	微菌學	一			
地質	鑛物學				二
天文	氣象學				二
自然	研究				二

第三 實學科

一、家政學部

科 目	食 物 原 料	食 物 化 學	食 物 調 理	應 用 營 養 學	食 物 經 濟	食 物 衛 生	料 理 用 及 食 用 器 具 及 盞 所 研 究	料 理	衣 服 原 料	衣 服 經 濟	衣 服 衛 生	衣 服 調 製	洗 滌
第 一 年													
第 二 年							三				第 一 學 期 第 二 學 期 第 三 學 期 第 五 學 期		
第 三 年				三			三						
第 四 年				三			三						

看 護 養 老	育 兒	園 藝	家 庭 管 理	住 居 の 發 展 及 比 較	住 居 衛 生	住 居 經 濟	家 具 什 器 の 取 扱	室 內 裝 飾 及 設 備	住 居 建 築	衣 服 の 發 展 及 比 較	手 藝	裁 縫	染 色
												四	
							第 二、 三學 期 二				二	四	
第 一、 二學 期 二	第 三學 期 二	二		第 三學 期 二						第 一、 二學 期 二	二	四	
			二										四

第四裁縫	第三裁縫	第二裁縫	茶道	生花	社交及禮法
	二	二			
	二		一回	一回	一
四	二		一回	一回	
四	二	二	一回	一回	

二、師範家政學部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻科目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

第一部

部	計	科目		科目
		必修	全體	
倫理學		體操	實踐倫理	第一
	四	二	二	年
				第二
二	四	二	二	年
				第三
二	四	二	二	年
				第四
	四	二	二	年

主 專 攻				小 計	計	科 目				計	目 科 修 必 分		
育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學		英 語	國 語	心 理 學
				二一	八	一	二	三	二	九	三	四	二
		第二、三學期二	第一、三學期三五	九						五	三		
第三學期二	三			六						二			
	三			四									

第二部

必 修 部 分	科 目	計	全 體 必 修 科 目		科 目
			體 操	實 踐 倫 理	
心 理 學	倫 理 學				第 一 年
二		四	二	二	第 二 年
	二	四	二	二	第 三 年

合 計	計	目 科			
		料 理	教 育 學	家 庭 管 理	看 護 養 老
二 一					
一 七	八	三			
一 六	一 〇	三	中 等 女 學 校 教 育 法		第 一、二 學 期 二
一 四	一 〇	三	家 一 般 教 授 法		二

主 專 攻 科						小 計	計	家 政 學 部 共 通 基 礎 科 目				計	科 目
家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學		英 語
				第 二、三 學 期 二	第 一、三 學 期 三 五	一 七	八	一	二	三	二	五	三
	第 一、二 學 期 二	第 三 學 期 二	三			九						五	三
二			三			六						二	

合計	目	
	料	教
	理	育
	學	學
二五	八	三
一九	一〇	三
一六	一〇	三

教育學概論 二
中等女學校教育法

家一般教教授法 二

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、社會事業學部

科目	第一	第二	第三	第四
生理學	二			
社會學	二			
社會經濟學	二			
統計學	二			

社會事業實習	社會事業調查法	防貧救貧事業	家族問題	同化事業	產業ノ發展	社會事業發展及理論	社會問題	變態心理學	社會倫理	憲法、行政、民法	應用人類學	社會心理學	社會衛生
										二	二	二	二
					二	二	二	二	二				
六	二	(二)	(二)	(二)									

工 女				科 全 保 童 兒											
及 女 工 娛 樂 問 題	女 子 職 業 問 題	青 年 女 子 研 究	工 場 法	家 庭 教 育	少 女 問 題	不 良 少 年	究 及 取 極	缺 陷 兒 研	個 人 調 查 實 習	遊 戲 娛 樂 問 題	母 親 擁 護 事 業	育 兒 學	看 兒 科 護 產 科 法	兒 童 保 全 說	兒 童 學
	(二)	(二)	(二)												二
二				二	(二)	(二)			(二)	二	二	二	二	二	

五、農藝部

科目	第一	第二	第三	第四
土壤及肥料		二		
應用昆蟲學		二		
園藝			二	
養雞養蜂類			二	
田園經濟學				二
田園社會學				一
田園生活と婦人				一

治療體操	體操教授法	體操及遊戲
		二
		二
		二
		二
二		
		二

六、商業部

科目	第一	第二	第三	第四
商業概論		二		
經濟商業地理		二		
商用算術		二	一	
簿記及計算			三	
商品學			二	
商事經營				二
商業實務				三
商法				二

第五章 及落 卒業

第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す

第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教授會議の議決を以て之を評定す

第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

姓

名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏

名 印

印

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は従前の學歷に於ける成績を考查し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

- 一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者
- 一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者
- 一、專門學校試験檢定合格證書を有する者

日連女子大學校長氏名殿

(用紙英邊紙)

履 歷 書

本 籍

縣 府

國

市 區

町 村

番 地

華 士 族 平 民

何 某

姉 何
妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歳 より 何 歳 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 より 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 より 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 て 何 學 を 修 業 す

一

賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在學證書

現住所

本籍 縣府 國 市 區 町 村 番地

華土族平民 何 某 何姉 何妹

何 生年月日 誰

三錢 收 入 印 紙

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也 但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

保證人 何

生年月日 誰印

日本女子大學校長氏名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得但し休學中と雖も授業料校費を納むるものとす

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定した

る者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歴書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濃紙)

本籍 縣府 郡市 區 町 番地

華士族平民 何 某 何女 妹女

何 誰

生年月日

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年月日

右

何 誰印

日本女子大學校長氏名殿

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の參考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 受験入學志願者は受験料金參圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金六拾六圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾八圓 第二學期 貳拾八圓 第三學期 貳拾壹圓

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月始めに分納すべし

一、オルガン使用料金壹圓以上

一、ピアノ使用料金貳圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 寮 規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし

自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべ

第六十七條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	貳圓五拾錢	食料及雜費	拾七圓五拾錢
折衷寮	寮費	參圓	食料及雜費	拾七圓五拾錢
洋風寮	寮費	參圓五拾錢	食料及雜費	拾七圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘ることなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守り輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通惠として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に

一 接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし

一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食調蓄睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

附屬高等女學校規則

第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に従ふ

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

高等女學校學科課程及時間表

國語	修身	學年	
		科目	時間
六	一人倫ノ要旨	第一學年	每週時間
六	同上	第二學年	每週時間
六	同上	第三學年	每週時間
五	二作同	第四學年	每週時間
五	二同	第五學年	每週時間
上	上		

英 語	歴 史 地 理	數 學	理 科	家 事	裁 縫	圖 畫	音 樂	體 操	計
五	四	二	二	一	三	一	二	三	三〇
讀方、譯解、會話 習字、文法	日本歷史 日本地理	算術	植物、動物、 礦物	雜事	縫方、裁方	自在畫	單音唱歌	體操、教練、 遊戯	
五	二	二	四	一	三	一	二	三	三〇
同	世界地理	同	物同	同	同	上	上	上	
上	上	上	理上	上	上	上	上	上	
五	一	二	四	二	三	一	二	三	三〇
同	世界地理	同	物化學	衣、食、住	同上	同上	複音唱歌	同上	
上	上	上	學理	同上	同上	同上	同上	同上	
五	二	二	二	二	四	一	二	三	三〇
同	東洋歷史 西洋歷史	幾何	衛生 生理	經濟、看護法、 養老、交際	同上	幾何畫	同上	同上	
上	上	上	上	同上	同上	同上	同上	同上	
五	三	二	一	二	四	一	一	三	二九
同	西洋歷史 概說	代數	理科概說	婦人衛生 兒	同上	同上	同上	同上	
上	地史概說	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を経て之を評定す

第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某
何 姉 何 妹 女

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 まで 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一 ……

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄
何

誰 印

誰

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一品行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一體質虚弱にして成業の見込なしと認めたる者

一引續き一箇年以上缺席したる者

一正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連書して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第五章 學 費

第十六條 受験入學志願書は受験料金貳圓を入學願書に添へて納むべし

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金參圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年五拾五圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 拾 圓 第二學期 貳 拾 圓 第三學期 拾 五 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 第二學期 貳 圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初に分納することを許可することあるべし

第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第六章 寮 規

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

○教 員

(イロハ順)

校 幹 主 教 同

長 事 事 諭
務 務 事
取 取 取
扱 扱 扱

音 裁 國 英 理 英 理 裁 地 岡 體 國
家 語 語 語 語 語 語 語 語 語 語 語
家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家
藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥
藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥 藥

麻 塘 渡 伊 服 穗 丁 小 小 大 若 若 加 高 高 竹
生 茂 邊 藤 部 積 積 積 積 積 積 積 積 積 積
正 太 英 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅
藏 一 鈴 子 銀 春 子 人 重 富 里 吾 勇 花 若

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

體 國 料 家 英 家 歷 國 料 英 體 國 數 體 體 英 理 歷
理 史
禮 理

操 語 理 事 語 科 法 語 操 語 學 操 語 科 史

マスターオブアーツ
バチエラーオブアーツ

文學士

廣	篠	上	白	木	酒	西	相	阿	小	藤	前	野	村	長	中	玉	竹	吉
塚	代	井					内	泉										
瀬	き	規	内	井	洞		八	部	や	田	島	村	木	澤	川	木	中	田
	よ	た	矩		十	民	千		す		春	ハ	て	と	浪		玉	
敏	し	の	郎	愛	代	野	代	貞	よ	貞	三	ナ	つ	し	子	直	榮	忠

入學
志望者

學習科目選擇の心得

學習科目選擇の心得

本校規則中各學部の科目は選擇制度の主旨に基き各聯絡ある科目の一團を其學部に所屬せしめたるものにして(規則第二十條及び第二十五條參照)之れを主專攻科目(規則第十二條參照)として之れに必修科目(規則第十條及第十一條參照)を加へたるものを以て當該學部の學生となす而して他の學部に所屬する科目と或は副專攻科目(規則第十三條參照)として或は自由選擇科目(規則第十五條參照)として選擇學習することを得るを以て入學の上は各自其學習科目を選擇決定して學習科目課程表を作成するものとす左に學習科目選擇に關する心得に就て本校學則の趣旨を説明して參考に資せんとす

一、本校學則の綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は(一)教授時間の減少と(二)撰擇制度の採用との二綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 我國一般の學校に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れず此を以て本校學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年の在學を通して最少限每週十九時間毎學年三十六週間合計二千七百三十六時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることとせり、尤も學生の學力體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照

して出席學習時間數を每週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

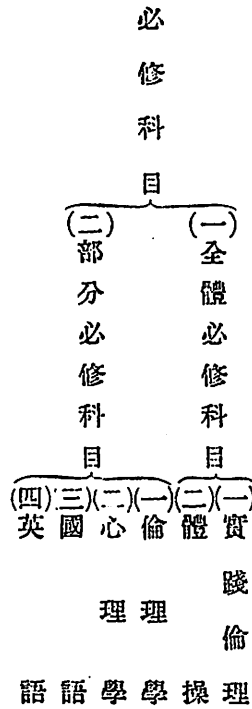
二、選擇制度の採用 選擇制度は本校が卒先して採用し來りし所のものなるも從來必修科目に於て其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なかりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが數年前より之れを改め兩科目の割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目に過ぎず其修學時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は指定されたる一定の科目圍を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の専攻科目乃行自由選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副専攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せしめ之に許可を與ふることとせり

二、學則の編成法

學則の中心としての必要科目と選定科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには双を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要なる性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應せん爲め種々なる専門科目を選択科目として各科各部に分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にし

て然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役目 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の輻軸信念涵養の根源にして(二) 體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍊磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一) 倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要なる事なるが故に二學年を通じて之を課し(二) 心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍊磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三) 國語及び(四) 英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價值あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することとせり

主副専攻科目の役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にし其他の事情を異にするが故に

選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主専攻科目のみを選択せしめ或は其上に副専攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主専攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼修せんと欲する場合には國語を副専攻科目として選擇するを得るが如き是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の専攻科目に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帶はしめんと欲せば主専攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接なる關係ある科目を自由選擇科目として選り主専攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味の分配と云ふ事に存するなり
今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

選擇科目 (一) 主 専 攻 科 目 (主興味集注科目)
(二) 副 専 攻 科 目 (副興味集注科目)

(三) 自由 選 擇 科 目 (主要の役目……興味の分配
副次の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定數の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一

定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専攻科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編制の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先達の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目圖を編制決定するものとす、而して各學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に木校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目圖を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるゝと云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

一、最少學習時間の場合

第一 年	學 年 時 間	全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計
		時 間	年 時 間	時 間	年 時 間	時 間	年 時 間	
四	一四四	九	三二四	六	二一六	一九	六八四	

第 二 年	四	一四四	五	一八〇	一〇	三六〇	一九	六八四
第 三 年	四	一四四	二	七二	一三	四六八	一九	六八四
第 四 年	四	一四四	〇	〇	一五	五四〇	一九	六八四
合 計		五七六		五七六		一、五八四		二、七三六

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目團と自由選擇科目の選擇に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目團と自由選擇科目を並修するを得べし

二、最多學習時間の場合

學 年	全 體 必 修 科 目		部 分 必 修 科 目		選 擇 科 目		計
	時 間	一 年 時 間	時 間	一 年 時 間	時 間	一 年 時 間	
第 一 年	四	一四四	九	二三四	一二	四三二	二五 九〇〇
第 二 年	四	一四四	五	一八〇	一六	五七六	二五 九〇〇
第 三 年	四	一四四	二	七二	一九	六八四	二五 九〇〇

第四年	四	一四四	〇	〇	二二	七五六	二五	九〇〇
合計		五七六		五七六	二、四四八		三、六〇〇	

第二の場合に於ては選擇科目學習時間に餘裕あるを以て主副專攻科目圖を並修し得べきも又志望によりては主專攻科目圖と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

五、學習課程編制の範例

各學生は其必修科目及び專攻科目の外各自の選擇にかゝる科目を定めて學習課程表を作るべきものとす今其範例とし
て家政學部に於ける數種の例を掲ぐ

一、家政學專攻志望生の學習課程編制範例

科目	學年	必修科目						
		部分必修科目			全體必修科目	實踐倫理	體操	
		英語	國語	心理學				
家庭物理學	二	三	四	二	二	二	二	二
計	三九	三	四〇	二	二	二	二	二
		同	上	倫理學	上	上	上	上
	九	三		二	二	二	二	二
食物研究	三	六		二	二	二	二	二
	同				上	上	上	上
	上							
	三	四						

合 計	小 計	主 攻 專 攻 及 基 礎 科 目		
		家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學
二二七	八	一	二	三
		料	研究 住居 三期	研究 衣服 二期
一七	八	理	二	五
		三	養 看 老 護 二期	育 兒 三期
一六	一〇	上	二	二
		同	上	家庭 管理
一二	八	上		二

括弧内の数字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間数を示す以下之に倣ふ

前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連續合併して第一例となるものとす以下の各表總て之に倣ふ

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小 計	自 由 選 擇 科 目		
	哲 學 概 論	教 育 學 概 論	兒 童 研 究
(二)	(二)		
二			美 術 史
四			二
	田園經濟學	宗教學概論	家庭教育
八	二	二	二

總計	小計	自由選擇科目					小計	科目
					論理學	哲學概論		
二五	(四)				(二)	(二)	四	言語學概論
		本邦書				文學原理論		中世國文學
二五	三	一同				二近代文學思潮	五	二同
		上			美術概論			上
二五	五	一同			二國民道德	二現代哲學思潮	四	二
		上	美學概論	支那文學史				上代國文學
二五	九	一	二	二	二	二	四	二

第四例 (同前) 理數兼修

總計	小計	科目選擇		小計	副專攻科目	
		生物學概論	哲學概論		數學	物理學
二五	(四)	(二)	(二)	四	二	二
					化	同
					學	上
二四				七	三	四
			兒童研究		同	同
					上	上
二五	二		二	七	三	四
		兒童問題	家庭教育		同	同
					上	上
二四	四	二	二	八	四	四

第五例 (同前) 裁縫兼修

小計	副專攻科目	
	裁	縫
四	四	同
		上
四	四	同
		上
六	六	同
		上
六	六	

○其他の學科兼修の場合及び國文、英文、師範家政、社會事業各學部の編制は上記の範例に準じて之れを知るべし

總計	小計	自由選擇科目	
		生物學概論	哲學概論
二五	(四)	(二)	(二)
		經濟學	教育學概論
二五	四	二	二
		園藝	兒童研究
二五	五	二	二
		兒童問題	家庭教育
		展ト比較	衣服ノ發
二四	六	二	二

日本女子大学校四十年史			
編纂資料			
10	59	出所	幹事室 保
分類			
摘 要			

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

電話
本校番町 三七七〇
同 三〇五一
校長宅 同 三一九〇
寮舍購買會番町 三八二四
同 楓會同 二二六五
同 同 三二四四

大正十二年十二月印刷



日本女子大學校規則

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者たる前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり最近の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して千九百有餘名大學部卒業生亦二千三百餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂けたるのみならず畏くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり即ち開校の年三十四年九月には 昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下並に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を辱くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰き奉り同八年三月には 皇后陛下の思召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を辱くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり是れ嘗に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子教育に取りて無上の御獎勵といふべく青年女子たるもの大に感奮努力して報効の誠を致さるべからず特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て其程度を高め綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り設令性格は至醇な

るも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尙なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟り自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頽に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人を以て男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するか如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらずると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別

的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩の上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技術を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んで日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以上家庭の爲め社會の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は當に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間の生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天真の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完ふするに必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその未然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を盡して隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改換しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的説法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何

なる宗派を信するも學生各自の自由選擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性と融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力濺瀾として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○**教育の主義** 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潛める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念冥想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○**教育の方法** 教授研究の方面に於ては自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に従事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負

擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係遊藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聚合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回有志學生の冥想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回に開催し信念徹底相に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有利ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境過にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するもの、外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舎二十高等女學寮舎三合せて二十四にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犧牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○訓育の方針 學校に於ても寮舎に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすこれども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て

目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個生に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中健康上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より體操遊戲競技等の體育のみならず學校寮舎及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を漲らし國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す

三、本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て

財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第一番捐金名簿は永久に之を保存す

第六條 の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐金條約にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の財産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

子爵

(イロハ順)

岡部長職

和田豊治

塘茂太郎

村山龍平

村井吉兵衛

久原房之助

久保田之助

松本太郎

江口定條

麻生正藏

西園寺公望

阪谷芳郎

三井八郎右衛門

三井高修

濫澤榮一

廣海二三郎

廣瀬實榮

教務委員

理事

教務委員

監事

財務委員

法學博士

男爵

子爵

文學博士

男爵

公爵

男爵

財務委員

男爵 森村 開作
男爵 住友吉左衛門

五、本校の現在組織

○現今開設せる科及び部は左の如し

文科 國文學部 修業年限 四ヶ年

文科 英文學部 同

實科 家政學部 同

同 師範家政學部第一部 同

同 同 第二部 同 三ヶ年(當分生徒を募集せず)

同 社會事業學部 同 四ヶ年

附屬高等女學校 修業年限 五ヶ年

附屬豐明小學校 同 尋常科六ヶ年

附屬豐明幼稚園 滿四歳ヨリ六歳マデ

○特典 師範家政學部第一部、第二部及び英文學部の卒業生にして成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十

五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり

但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

一師範家政學部第一部及第二部 家事

一英文學部 英語

六 本校教職員

職員

校 長
幹 事
副 幹 事

教授教員

政 學 (家政學部長)

支那文學史

裁縫手藝

國文

統計學

國文

倫理學

家事料理

倫理學

英語、英文學

社會學、應用人類學

國文

教育學、教授法

生理學、衛生學

近代文藝思潮

文學博士

文學士

文學士

文學士

文學士

醫學博士

麻生正藏
塘茂太郎
安井亮

(不口八順)

井上秀

市村璜次郎

犬飼寸吉

橋本進吉

二階堂保則

穂積高銀

友枝高彦

大岡高枝

大岡高枝

大岡高枝

奧島正德

綿貫哲郎

波邊英一

河野清丸

橫手千代之助

指	寮	同	指	同	寮	同	指	同	同	寮	同	同	指	同	同	同	寮	同	同	指
導	監		導		監		導			監			導				監			導
者	兼	上	者	上	兼	上	者	上	上	兼	上	上	者	上	上	上	兼	上	上	者
	指				指					指							指			
	導				導					導							導			
	者				者					者							者			

上(指導事務係)

鈴	瀬	篠	上	御	西	蘆	佐	齋	安	芦	手	小	藤	藤	深	山	野	野	氏	上	中
木	塚	代	代	供	洞	澤	賀	藤	東	刈	塚	山	田	原	津	原	見	口	家	坂	川
ひ	き	た	た		民	千	ふ	ハ	幸	ヤ	か	ま		千	秀	田	フ	つ		リ	ナ
で	よ									ツ											
る	信	し	の	正	野	代	さ	ル	子	エ	ね	つ	貞	代	子	鶴	ジ	た	壽	ウ	ミ

願 同 圖 會 同 同 教 會 教 庶 教 會
 務、
 校 寮 事
 問 上 書 計 上 上 務 計 務 務 計
 醫 員

醫 學 博 士
 醫 學 博 士

前 矢 二	堀 岡 池 津 小 河 溝 江 中 藤 池
田 木	口 村 原 上
田 浩 謙	い 田 曲 池 野 口 鶴 錄 千 順
園 藏 三	そ ち 和 睦 き 政 郎 郎 郎 代 一

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適宜なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校は本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科 目 修業年限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科、醫科の四科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ(但し醫科は當分之を缺く)

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部は副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、社會事業學部、體育部、農藝部、商業部の六部とす

但し當分家政學部、社會事業學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科目は順次開設するものす

第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年 第三學年
(哲學部第二、三學年に配當せらる倫理學概論を以て之に充つ)

心理學 第一學年
(哲學部第一年に配當せる心理學概論を以て之に充つ)

園語 第一學年
(國文學部第一年に配當せる作文文法修辭及び現代國文學を以て之に充つ)

英語 第一學年 第二學年
(英文學部第一、二年に配當せる第二英語讀解を以て之に充つ)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選択するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當数の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

第一文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、必理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學概論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小説、近代詩歌

六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒

童問題研究

八 美術部

本邦齒、西洋齒、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二理科

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解折幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微菌學、地質礦物學、天文氣象學、自然研究

第三實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設計、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老社交及ビ禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 社會事業學部

生理學、社會學、社會經濟學、統計學、社會衛生、社會心理學、應用人類學、憲法、行政、民法、社會倫理、變體心理學、社會問題、社會事業ノ發展及理論、產業ノ發展、同化事業、家族問題、防貧救貧事業、社會事業調查法、社會事業實習

兒童保全科、兒童學、兒童保全事業概説、兒科産科及看護法、育兒學、母親擁護事業、遊戲娛樂問題、個人
 調査實習、缺陷兒ノ研究及取扱、不良少年問題、家庭教育

女工保全科 工場法、青年女子ノ研究、女子職業問題、女工ノ教育保護及娛樂問題、女工使用問題、農村問題、
 社會政策、婦人問題、勞資問題

四 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格検査法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊
 戲

五 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養蠶養蜂類、田園社會學、田園生活ト婦人

六 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第二章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日曜日
 秋季皇靈祭
 天長節祝日
 紀元節
 皇后陛下御誕辰

十月三十一日
 二月十一日
 六月二十五日

神嘗祭
 新嘗祭
 春季皇靈祭
 本校創立記念日

十月十七日
 十一月二十三日
 四月二十日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第一文科

一、教育學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論		二		
中等女學校			二	
家庭教育				二
家事教授法				第一、二學期二
國語教授法				第一、二學期二

一、哲學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
哲學概論	二			
西洋哲學史		二		
東洋哲學史			二	
心理學概論	二			
倫理學概論		二	二	
現代倫理問題				二
美學概論				二
美術概論			二	

英語教授法				第一、二學期二
社會教育			二	
教育史		二		
教育制度及法令				第一、二學期二
兒童研究			二	

三、國文學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
國語學概論	二			
作文文法修辭	二			
現代國文學	二	二		
近代國文學		三		
中世國文學		二	二	
上代國文學				二
國文學史			二	二

美 術 史		二		
論 理 學		二		
宗 教 學 概 論			二	
現 代 哲 學 思 潮				二
國 民 道 德				第 一、二 學 期 二
家 族 道 德				二

四、英文學部

科目	第一	第二	第三	第四
英語讀解	七	七	七	五
英語發音會話	二	二		
英語文典作文	三	三		
英文學			三	三
英文學史			二	二
英文學評論			二	二
第二英文學		二		二
第二英語讀解		三		
第三英語讀解			三	三
第四英語讀解	二	二	二	二

有職故實			二	
支那文學史				二
漢文		二	二	二

五、文學部

科目	第一	第二	第三	第四
文學原理論		二		
言語學概論	二			
音聲學概論		二		
近代文學思潮			二	
近代散文		二		
近代脚本				二
近代小說				二
近代詩歌			二	

六、史學部

科目	第一	第二	第三	第四
本邦史		三	三	三
東洋史		一	一	一
西洋史		二	二	二

七、社會學部

科目	第一	第二	第三	第四
經濟學		二		
本邦法制			二	
社會學概論		二		
應用社會學			二	
人類學		二		
國勢研究				二
家族研究			二	
婦人問題研究				二
慈善問題研究			二	
兒童問題研究				二

史學概論	人文史	地理學
二		二
	二	
	二	

八、美術部

科	目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
本邦	畫	一 ^回	一 ^回	一 ^回	一 ^回
西洋	畫	—	—	—	—
唱	歌	—	—	—	—
ピアノ	ア ノ	—	—	—	—
オルガン	ガ ン	—	—	—	—
ヴァイオリン	リ ン	—	—	—	—
琴		—	—	—	—

第二理科

一、數學部

科	目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
代數	學	二	二	二	
幾何	學	一	二		
三角	術			一	

解折幾何	微分積分
二	二

二、理化學部

物理學	家庭物理學	化學	家庭化學
第一	二		三
三		三	
三		三	
四			

三、博物學部

科目	生物學概論	家庭博物學	植物學	動物學
第一	二	二		
二			三	三
三			三	三
四				二

第二 實學科

一、家政學部

自然研究	天文氣象學	地質礦物學	家庭微菌學	生理衛生學
			一	二
二	二	二		

科	食物原料	食物化學	食物調理	應用營養學	食物經濟	食物衛生	料理用及食器
第一							
第二							
第三				三			
第四							
				三			

家庭管理						二
園藝						二
育兒					第三學期二	
看護養老					第一、二學期二	
社交及禮法			一			
生花			一回	一回		一回
茶道			一回			一回
第二裁縫		二				二
第三裁縫		二				二
第四裁縫					四	四

二、師範家政學部

第一部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻目とし之を一部に分ち左の如く課程を規定す

科目	全體必修科目		第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
	實踐	倫理				
體操	二	二				
	二	二				
	二	二				
	二	二				

第二部

計	科目			計	全體必修科目		科目	
	英	心	倫		體	實		目
							第一	
五	三	二		四	二	二	年	
							第	
五	三			四	二	二	二	
							年	
							第	
二				四	二	二	三	
							年	

合	計	科目			
		料	教	家	看
一					
一					
七	八	三			
一					
六	〇		教育學概論 二		第一、二學期 二
			中等女學校教育法 二		
			一般教授法 二		
一	〇	三	家庭教育法 二		二
四					

合	計	主 專 攻 科 目						小	計	家 政 學 部 共 通 基 礎 科 目					
		料	教 育 理 學	家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究			住 居 研 究	衣 服 研 究	家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學
二五	八	三						第一、二、三學期 地、三學期 三五	一七	八	一	二	三	二	
一九	一〇	三	教育學概論 中等女學校教育法 二		第一、二學期 二	第三學期 二	三		九						
一六	一〇	三	一般教授法 家事教授法 二	二			三		六						

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、社會事業學部

科目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
生理學	二			
社會學	二			
社會經濟學	二			
統計學	二			
社會衛生		二		
社會心理學		二		
應用人類學		二		
憲法、行政、民法		二		
社會倫理			二	
變態心理學			二	
社會問題			二	

科 全 育 保 童 兒								社	社	防	家	同	產	社	
不良少年少女問題	缺陷兒ノ研究及取扱	個人調査實習	遊戯娛樂問題	母親擁護事業	育 兒 學	兒科、產科、看護法	兒童保全事業概説	兒 童 學	社會事業實習	社會事業調查法	防貧救貧事業	家 族 問 題	同 化 事 業	產 業 ノ 發 展	社會事業發展及理論
								二						二	二
(二)	(二)		(二)	二	二	二	二		六	二	(二)	(二)	(二)		

四、體育部

體育史	體育原論	應用解剖生理學	科目			
			第一	第二	第三	第四
			一			
二						
一						
	二					

科 全 保 工 女										家庭教育
勞資問題	婦人問題	社會政策	農村問題	女工使用問題	及女工娛樂問題	女工職業問題	青年女子研究	工場法		
							(二)	(二)	(二)	
(二)	二	二	(二)	(二)	二					二

五、農藝部

科目	第一	第二	第三	第四
年	年	年	年	年
土壤及肥料		二		
應用昆蟲學		二		
園藝			二	
養雞養蜂類			二	
田園經濟學				二
田園社會學				一
田園生活と婦人				一

體育法の比較研究			一	
體格検査法			二	
治療體操				二
體操教授法				二
體操	二			
體操及遊戯		二		二

六、商業部

科目	第一	第二	第三	第四
商業概論		二		
經濟商業地理		二		
商用算術		二	一	
簿記及計算			三	
商品學			二	
商事經營				二
商業實務				三
商法				二

第五章 及落 卒業

- 第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校印

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏

名

印

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一同とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は從前の學歷に於ける成績を考査し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、専門學校試験檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

二、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者
但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限り入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし(卷頭入學志願者心得參照)

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍

現 住 所

縣 府 縣 國

縣 府 縣 國

市 區 郡 區

市 區 郡 區

町 村

町 村

番 地

番 地

華士族 平民 何

某 何女 姉妹

何 誰

生 年 月 日

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考査ノ上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何

誰 印

日本女子大學校長 氏

名 殿

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 女 姉 妹

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 て 何 學 を 修 業 す

一 ……

賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右

何

誰

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(本用紙ハ入學許可ノ際學校ヨリ交付ス)

在學證書

現住所

本籍 縣 府 國 市 區 町 村 番地

華士族 平民 何 某 何女 姉妹

何 誰 生年月日

入印紙	三錢收
-----	-----

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也
但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

年 月 日

現住所
本籍 族
職業
保證人 何

生年月日 誰印

日本女子大學校長 氏 名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立てて被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得但し休學中と雖も授業料校費を納むるものとす

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を専修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て参考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濠紙)

入學願書

本籍 府 市 區 町 村 番地

華士族 平民 何 何女 姉妹

何 某 何女 生年 月 日 誰

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 何

日本女子大學校長 氏 名 殿

誰 印

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の参考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 入學志願者は檢定料金五圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金七拾七圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾八圓 第二學期 貳拾八圓 第三學期 貳拾壹圓

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月始めに分納すべし

一、オルガン使用料金壹圓以上

一、ピアノ使用料金貳圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 寮規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校 目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自衛自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優

美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

第六十七條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮 寮費 貳圓五拾錢 食料及雜費 拾七圓五拾錢

折衷寮 寮費 參圓 食料及雜費 拾七圓五拾錢

洋風寮 寮費 參圓五拾錢 食料及雜費 拾七圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き温順恭謹にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管數師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし

一一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

入 學
志 望 書

學習科目選擇の心得

學習科目選擇の心得

本校規則中各學部の選擇制度の主旨に基き各聯絡ある科目の一團を其學部に所屬せしめたるものにして(規則第二十條及び二十五條參照)之れを主專攻科目(規則第十二條參照)として之れに必修科目(規則第十條及第十一條參照)を加へたるものを以て當該學部の學生となす而して他の學部に所屬する科目と或は副專攻科目(規則第十三條參照)として或は自由選擇科目(規則第十五條參照)として選擇學習することを得るを以て入學の上は各自其學習科目を選擇決定して學習科目課程表を作成するものとす左に學習科目選擇に關する心得に就て本校學則の趣旨を説明して參考に資せんとす

一、本校學則の綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は(一)教授時間の減少と(二)選擇制度の採用との二綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 我國一般の學校に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れず此を以て本校學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年の在學を通して最少限每週十九時間毎學年三十六週間合計二千七百三十六時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることとせり、尤も學生の學力體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照して出席學習時間數を每週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

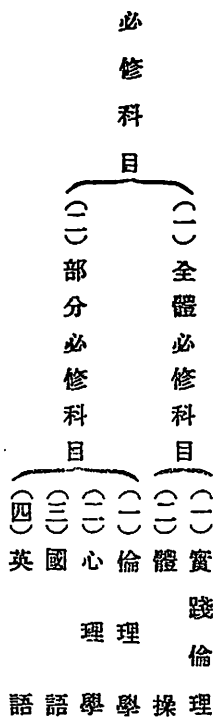
二、選擇制度の採用 選擇制度は本校が卒先して採用し來りし所のものなるも從來必修科目に於て其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なかりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが數年前より之れを改め兩科目の割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目

に過ぎず其修學時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は指定されたる一定の科目を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の專攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副專攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せしめ之に許可を與ふることとせり

二、學則の編成法

學則の中心としての必要科目と選定科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには刃を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要なる性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應ぜん爲め種々なる専門科目を選擇科目として各科各部に分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ一點にして然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役目 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源にして(二)體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍊磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一)倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要なる事なるが故に二學年を通じて之を課し(二)心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍊磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三)國語及び(四)英語は共に發理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に其修養上頗る價值あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することとせり

主副專攻科目の役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にし其他の事情を異にするが故に選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主專攻科目のみを選択せしめ或は其上に副專攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主專攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼習せんと欲する場合には國語を副專攻科目として選擇するを得るが如きはれなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の專攻科目圖に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帯びしめんと欲せば主專攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接ある科目を自由選擇科目として選り主專攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味と云ふ事に存するなり今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

- 選擇科目
- (一) 主專攻科目 (主興味集注科目)
 - (二) 副專攻科目 (副興味集注科目)
 - (三) 自由選擇科目 (主要の役目……興味 of 分配
副次の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定数の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編成の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目圍を編制決定するものとす、而して各學生の學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目圍を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるると云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

一、最少學習時間の場合

學年	全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計
	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	
第一年	四	一四四	九	三三四	六	二二六	一九六八四
第二年	四	一四四	五	一八〇	一〇	三六〇	一九六八四
第三年	四	一四四	二	七二	一三	四六八	一九六八四
第四年	四	一四四	〇	〇	一五	五四〇	一九六八四
合計		五七六		五七六		一、五八四	二、七三六

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目と自由選擇科目の選擇に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目と自由選擇科目を並修するを得べし。

二、最多學習時間の場合

學年	全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計
	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	
第一年	四	一四四	九	一三四	一二	四三二	九〇〇
第二年	四	一四四	五	一八〇	一六	五七六	九〇〇

括弧内の數字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間數字を示す以下之に倣ふ
 前掲必修科目と主専攻科目と基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連續合併して第一例となるものとす以下の各表
 總て之に倣ふ

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小	主 專 攻 目 及 基 礎 科 目				小
	家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學	家庭物理學	
計	二	二	三	二	計
(二)	一	研 究 三 期	住 居 二 期	衣 服 二、三 期	(九)
八	科 理	二 養 老 二 期	三 育 兒 三 期	食 物 研 究	九
一七	三 同 上	二	二 家 庭 管 理	三 同 上	六
一六	一〇	三 同 上	二	三 同 上	四
一一	八	三	二	三	四

小	自 由 選 擇 科 目				小
	哲學概論	教育學概論	兒童研究	家庭教育	
計	(二)	(二)	二	二	計
(二)	一	一	美 術 史	二 兒 童 問 題	(二)
二	一	二	二 宗 教 學 概 論	二 家 庭 教 育	二
四	田 園 經 濟 學	二	二	二	二
八	二	二	二	二	二

第四例 (同前) 理數兼修

總計	小計	自由選擇科目		小計	副專攻科目	
		生物學概論	哲學概論		數學	物理學
二五	(四)	(二)	二	四	二	二
		—	—		二	同
二四				七	三	四
		—	兒童研究		同	上
二四	二		二	七	三	四
		兒童問題	家庭教育		同	上
二四	四		—	八		四

總計	小計	自由選擇科目					
		—	—	—	論理學	哲學概論	
二五	(四)				(二)	(二)	
		本邦	—	—	—	文學原理論	
二五	三	一				二	
		同	—	—	美術概論	近代文學思潮	
二五	五	一			二	二	
		同	美學概論	支那文學史	二	現代哲學思潮	
二五	九	—	—	—	—	—	

日本女子大学校四十年史
編纂資料

1/c 60 出所 野可堂 保

分類

播
帯

日本女子大学史資料集 第五(五)

日本女子大学校規則

〔大正九—大正二二年〕

発行日 二〇一三年三月六日

編集 日本女子大学成瀬記念館

発行 日本女子大学成瀬記念館

〒112-8681 東京都文京区目白台二-18-1

電話(〇三) 五九八一—三三七六

印刷 開成出版株式会社

〒101-0052 東京都千代田区

神田小川町三-26-14

